

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

- 1 人権・平和
- 2 男女共同参画

第2節 教育

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 スポーツ・レクリエーション

第3節 文化

- 1 市民文化
- 2 伝統文化・文化財

本章の概要

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを進めるとともに、生きる力や豊かな心、健康な身体を育み、自己の充実と生活の向上の実現を目指して、学ぶ機会の充実に努めます。

また、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境を整備し、誰もが学び活躍することができるまちづくりに努めます。

第1節 人権

1 人権・平和

一人一人の個性や能力等が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指し、様々な施策に取り組みます。

また、平和意識の醸成に努め平和に関する資料等の整理・保存に努めます。

2 男女共同参画

誰もが性別や年齢などに捉われず、自分らしくいきいきと暮らすことができる、男女共同参画社会の実現を目指し、啓発事業などを推進します。

第2節 教育

1 学校教育

生きる力を育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携強化に努め、地域が一体となった教育の環境づくりに取り組みます。

2 生涯学習

生活の充実や向上を実現するために、市民一人一人が生涯にわたって学習することができる機会の拡充に努めます。

3 スポーツ・レクリエーション

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し、親しめる環境を整備し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

第3節 文化

1 市民文化

市民団体等に発表の場を提供するなど、芸術活動等の振興に努め、市民が芸術や文化に触れる機会の確保に努めます。

2 伝統文化・文化財

市民の大切な財産である文化財の保護・保存に努めるとともに、地域の伝統的な文化を、次の世代に継承していくための機会の提供に取り組みます。

第1節 人権

1 人権・平和

■ 現状と課題

《人権》

人権は、日本国憲法によって保障された、侵すことのできない国民の基本的権利です。しかし、今日もなお、男女や国籍、人種差別などの人権侵害の存在が見受けられます。また、家庭内などにおけるあらゆる暴力や虐待、障害者への差別、SNS等を悪用した誹謗中傷、各種ハラスメントの顕在化など、人権問題が多様化しています。SDGsにおいても、ジェンダー平等の実現や、不平等の是正などが定められています。

本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き、人権の尊重に関わる事業の展開を図り、市民への周知に努める必要があります。

表 4-1 人権相談等の実施内容

相談名	相談日時	相談員	内容
こころの保健室	月1回	男性相談員 (偶数月) 女性相談員 (奇数月)	職場関係、子育て、離婚問題、性自認の悩み等についての相談
法律相談	月3回	弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談
人権相談	月2回	人権擁護委員	人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養など身近な人権問題についての相談
女性弁護士による法律相談	月2回	女性弁護士	結婚、離婚、DV、相続、ご近所トラブル等についての相談

出典 秘書広報課・協働推進課資料

《平和》

本市は、昭和59年8月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に平和事業を行ってきました。平成27年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。また、戦時中、市内には東京陸軍少年飛行兵学校や、村山陸軍病院等の軍事施設があったことから、平成28年に東京陸軍少年飛行兵学校の跡地の一角に、歴史民俗資料館分館を開館し、戦争関連資料や当時の様子を伝える記録などを常設展示しています。

戦後75年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、世界に目を向けると、人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを、身を持って体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく、平和の尊さを語り継いでいく必要があります。

◆武蔵村山市非核平和都市宣言

昭和 59 年 8 月 6 日

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

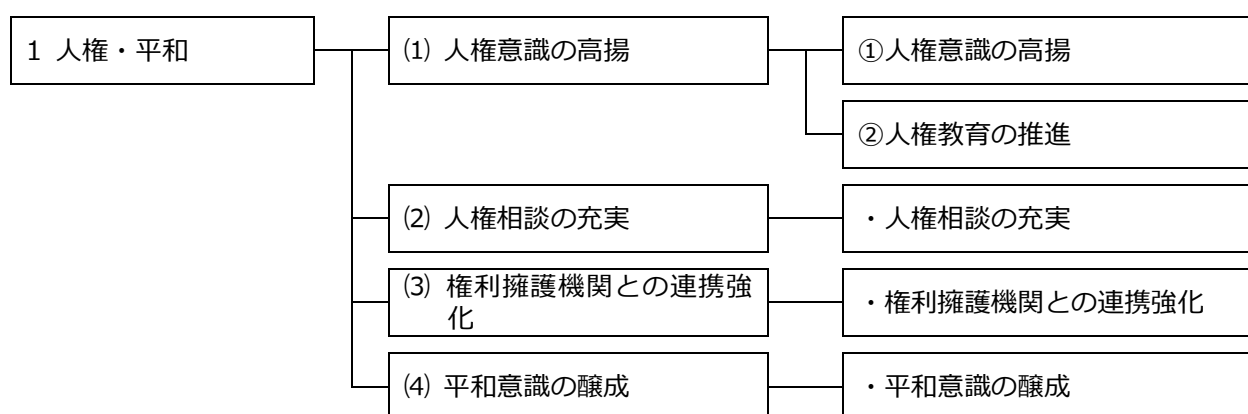
平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

■ 基本方針




一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。



■ 施策の体系・内容




(1) 人権意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 人権意識の高揚	人権尊重の理念を広く社会に定着させるため、多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。		
	○児童、生徒を対象とした人権作文、人権メッセージ等の実施	秘書広報課	
	○人権講演会及び人権パネル展の実施	協働推進課・子ども子育て支援課	
	○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進		
	○性的少数者に関する理解の促進	協働推進課	
② 人権教育の推進	あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。		
	○学校における人権教育の推進	教育指導課	



(2) 人権相談の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 人権相談の充実	人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。		
	また、女性が相談しやすい体制を整備するため、男女共同参画センター「ゆーあい」において女性弁護士による法律相談を実施します。		
	○法律相談の実施 ○人権相談の実施	秘書広報課	
	○女性弁護士による法律相談の実施 ○こころの保健室の実施	協働推進課	

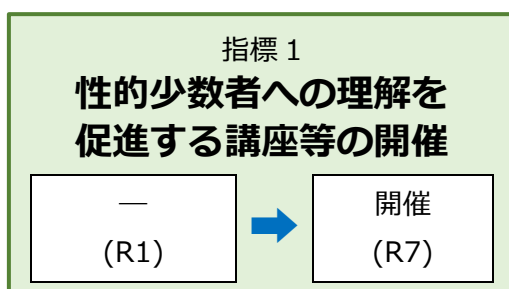
(3) 権利擁護機関との連携強化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・ 権利擁護機関との連携強化	人権の侵害に対して、適切な対応が図れるよう、学校及び人権擁護委員、東大和警察署、保健所、社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。		
	◎学校における人権教室の実施	秘書広報課	
○関係機関との連携強化	関係各課		

(4) 平和意識の醸成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・ 平和意識の醸成	平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、平和に関する講演会等を開催します。 また、歴史を風化させることなく、平和について考え、その尊さを語り継いでいくため、平和に関する図書の展示・貸出しを行うとともに、歴史民俗資料館分館において、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め、常設展示を実施します。		
	○平和の集いの実施 ○平和学習バスツアーの実施 ○原爆写真・東京大空襲パネル展の実施	秘書広報課	
	○平和に関する文化財保護の推進 ◎歴史民俗資料館分館の管理・運営	文化振興課	

成果指標



2 男女共同参画

■ 現状と課題

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）等の施行により、男女共同参画に関する国の法制度は徐々に充実してきました。

一方で、職場をはじめ、様々な分野において女性の社会進出が進み、これに対応した環境整備の重要性が認識されるようになったものの、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働、少子高齢社会の進展等により、依然として育児・介護は女性の役割と考えている人が多い傾向にあります。

こうした中、本市においても、令和2年3月に「第四次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－」を策定し、全ての市民が性別や年齢、国籍等に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観、多様性等が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画事業の推進に当たっては、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」を推進拠点として、情報及び学習機会の提供、図書の貸出し、講座やイベントの開催、相談事業等を行うとともに、庁内各部署及び関係機関、団体等と「ゆーあい」ネットワークを構築し、より実効性を高めた事業を実施しています。

また、男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、「男女共同参画推進市民委員会」を設置し、計画の推進状況や今後の在り方について検討しています。

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが、仕事・地域・家庭生活の調和が図られ、働く場面で活躍したいという気持ちを持ち、個性と能力を十分に発揮でき、尊厳を保たれるまちを実現する必要があります。

表4-2 市の各委員会等における女性委員の参画状況 (令和元年度実績)

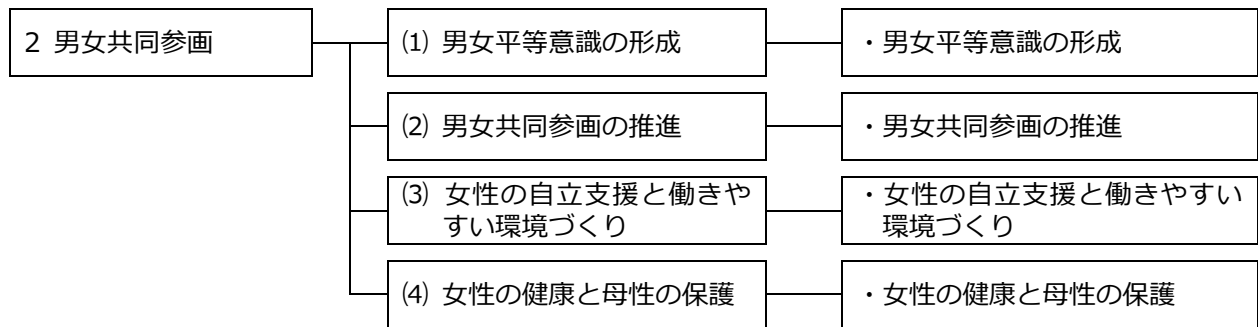
区分	総委員数(人)	女性委員数(人)	割合(%)
行政委員会(地方自治法第180条の5参照)	27	3	11.1
附属機関等(地方自治法第138条の4・第202条の3参照)	432	101	23.4
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	704	267	37.9
合計	1,163	371	31.9

出典 協働推進課資料




■ 基本方針

誰もが性別や年齢、国籍等に捉われず、自分らしくいきいきと暮らせ、個性と能力を十分発揮でき、尊厳を保てるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。


施策の体系・内容



(1) 男女平等意識の形成




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・男女平等意識の形成	男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などを行い、男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるため、講座を実施するなど、学習機会の拡大を図ります。 また、市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。		
	○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌 YOU・I の発行 ○男女共同参画センター「ゆーあい」の活動の推進 ○あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進	協働推進課	
	○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進	協働推進課・子ども子育て支援課	
	○男性市職員の育児・介護休業取得の促進	職員課	

(2) 男女共同参画の推進


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・男女共同参画の推進	市の政策や方針決定の場への共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。 また、男性中心型の労働慣行の変革のために、ワーク・ライフ・バランス(*24)の推進に取り組みます。		
	○各種審議会等への女性の参画の促進 ○市民、事業所及び市内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	協働推進課・行政経営課・関係各課	

(*24)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和を意味し、やりがい等を持ちながら働くとともに、家庭等においても多様な生き方が選択実現できる状態

(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

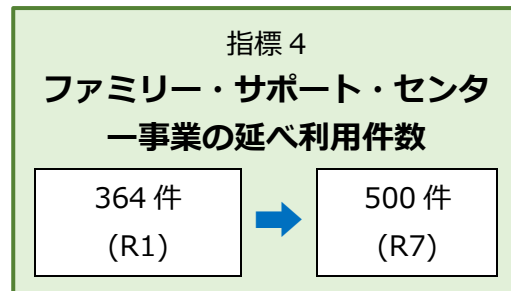
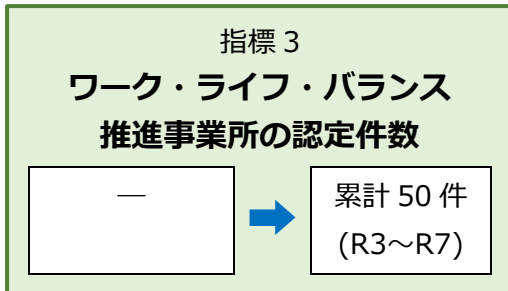
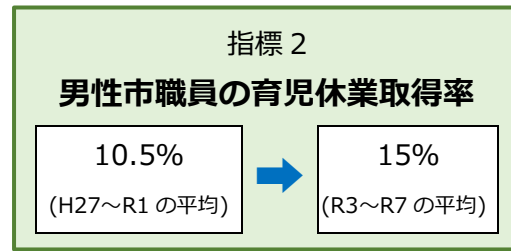
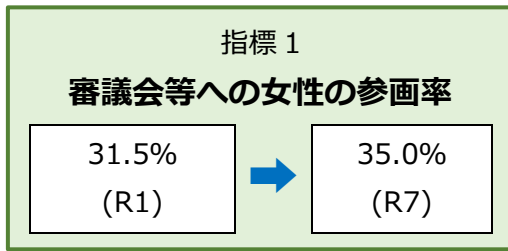
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・女性の自立支援と働きやすい環境づくり	<p>働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指すとともに、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、各種相談や情報提供・支援等の充実に努めます。</p> <p>また、地域で活躍する女性のネットワークを構築し、企業、地域及び社会への女性の参画を促進します。</p> <p>男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育内容の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターなどを活用し、働く男女の子育て支援に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談や支援の実施 ○ウィメンズチャレンジプロジェクトの実施 	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センターの活用 ○子どもショートステイ事業の実施 ○病児保育の実施 	子ども子育て支援課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育の充実 ◎休日保育の充実 ◎ベビーシッター利用支援事業の実施 	子ども青少年課	

(4) 女性の健康と母性の保護

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・女性の健康と母性の保護	<p>リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(*25)の観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実に努めます。</p> <p>また、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種母子保健事業の実施 ○妊産婦相談の充実 ○がん検診の実施 	子ども子育て支援課・健康推進課	

(*25)リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：妊娠や出産に関して、責任を持った上で自由に決断・決定することができる権利及びそれに関係する情報と手段を持つ権利等

成果指標



第2節 教育

1 学校教育

■ 現状と課題

本市には、市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成 22 年 4 月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中連携教育を推進しており、平成 28 年 4 月に、第七小学校と第四中学校が、施設隣接型「小中一貫校大南学園」として開校しました。

令和 2 年 5 月 1 日現在、小学校の児童数は 4,058 人、中学校の生徒数は 2,188 人で、近年は僅かずつ減少傾向にあります。児童数・生徒数には地域差がみられることから、各学校の規模の適正化を推進しています（表 4-3、4-4、図 4-1 参照）。

このような状況の中、本市では、平成 29 年 3 月に策定した「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」の共通の基本理念である「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」のもと、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備、自己実現を目指す生涯学習の推進及び教育財産の有効活用の推進等に取り組んでいます。

また、「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

本市における大部分の学校施設は建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでおります。また、各設備に関しても、給排水設備、受変電設備及びプール等についても、耐用年数が過ぎており、度々故障が発生している状況です。その際には迅速に修繕等を実施してきましたが、計画的な大規模な改修工事が不可欠となっている状況です。今後は、長寿命化計画の策定を踏まえ、効率的な運営・管理、施設の充実、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育を推進するとともに、建替え等の時期について早期の検討が必要です。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のためだけでなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、本市では安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食の安定的な実施に努めています。更なる学校給食の充実に向けて、災害時の応急給食機能を活用して平常時の学校給食に対応する機能を備えた「(仮称)武蔵村山市防災食育センター」の整備に取り組めます。

表 4-3 小学校の学級数一覧

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合 計
第 一 小 学 校	2	2	2	2	2	2	(6) 12
第 二 小 学 校	2	2	2	2	2	2	12
第 三 小 学 校	2	2	2	2	3	2	13
村山学園 (第四小学校)	2	2	2	2	2	2	(2) 12
大南学園 (第七小学校)	4	3	3	3	3	3	19
第 八 小 学 校	4	4	4	3	3	4	22
第 九 小 学 校	2	2	2	2	1	2	11
第 十 小 学 校	3	3	3	3	3	3	18
雷 塚 小 学 校	2	2	2	2	2	2	(7) 12

(注) 合計の () は特別支援学級又は日本語学級の数であり、外数

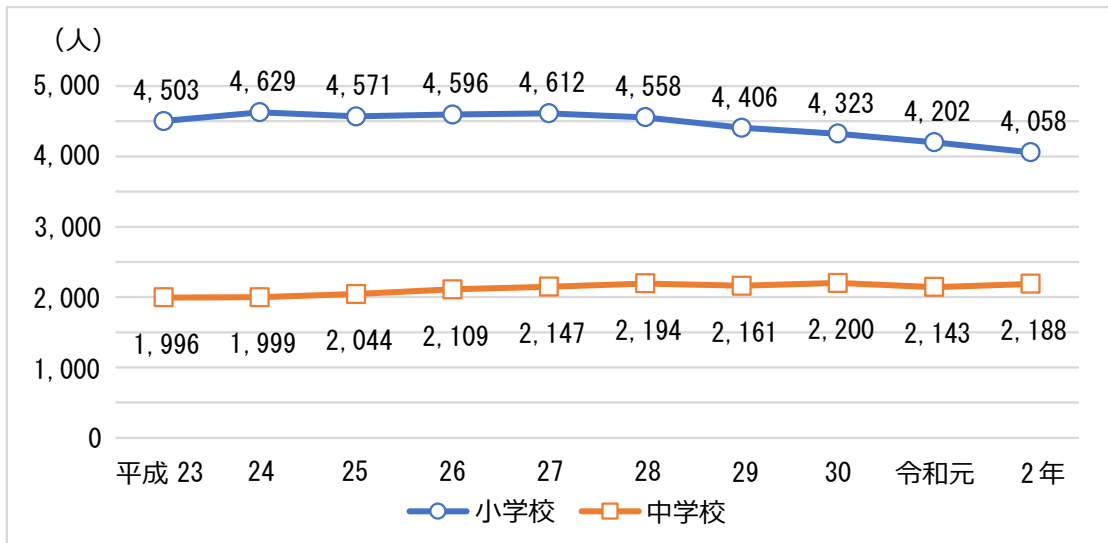
出典 教育総務課資料

表 4-4 中学校の学級数一覧 (令和 2 年 5 月 1 日現在)

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	合 計
第 一 中 学 校	6	5	5	(4) 16
村山学園 (第二中学校)	2	2	2	(9) 6
第 三 中 学 校	4	3	4	11
大南学園 (第四中学校)	4	4	4	12
第 五 中 学 校	6	5	5	16

(注)合計の () は特別支援学級又は日本語学級の数であり、外数
出典 教育総務課資料

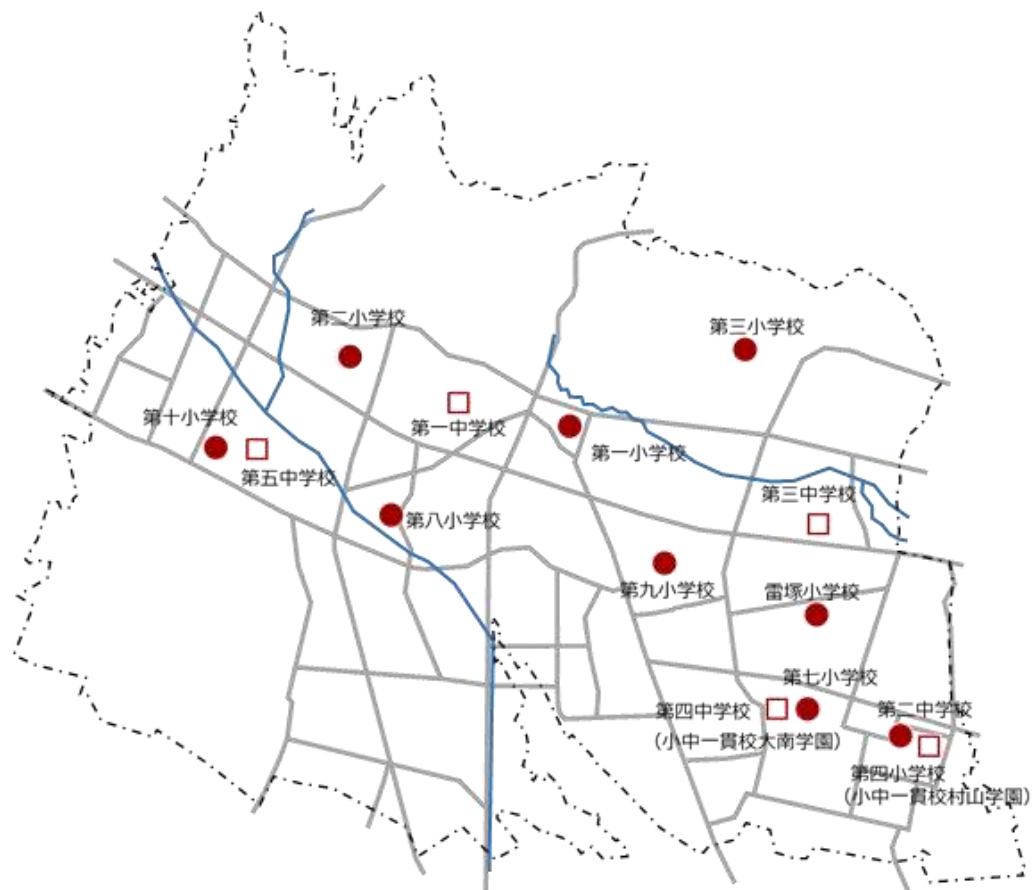
図 4-1 児童・生徒数の推移 (各年 5 月 1 日現在)



(注)令和 2 年は速報値

出典：東京都資料

図 4-2 学校教育施設位置図



出典：教育総務課資料

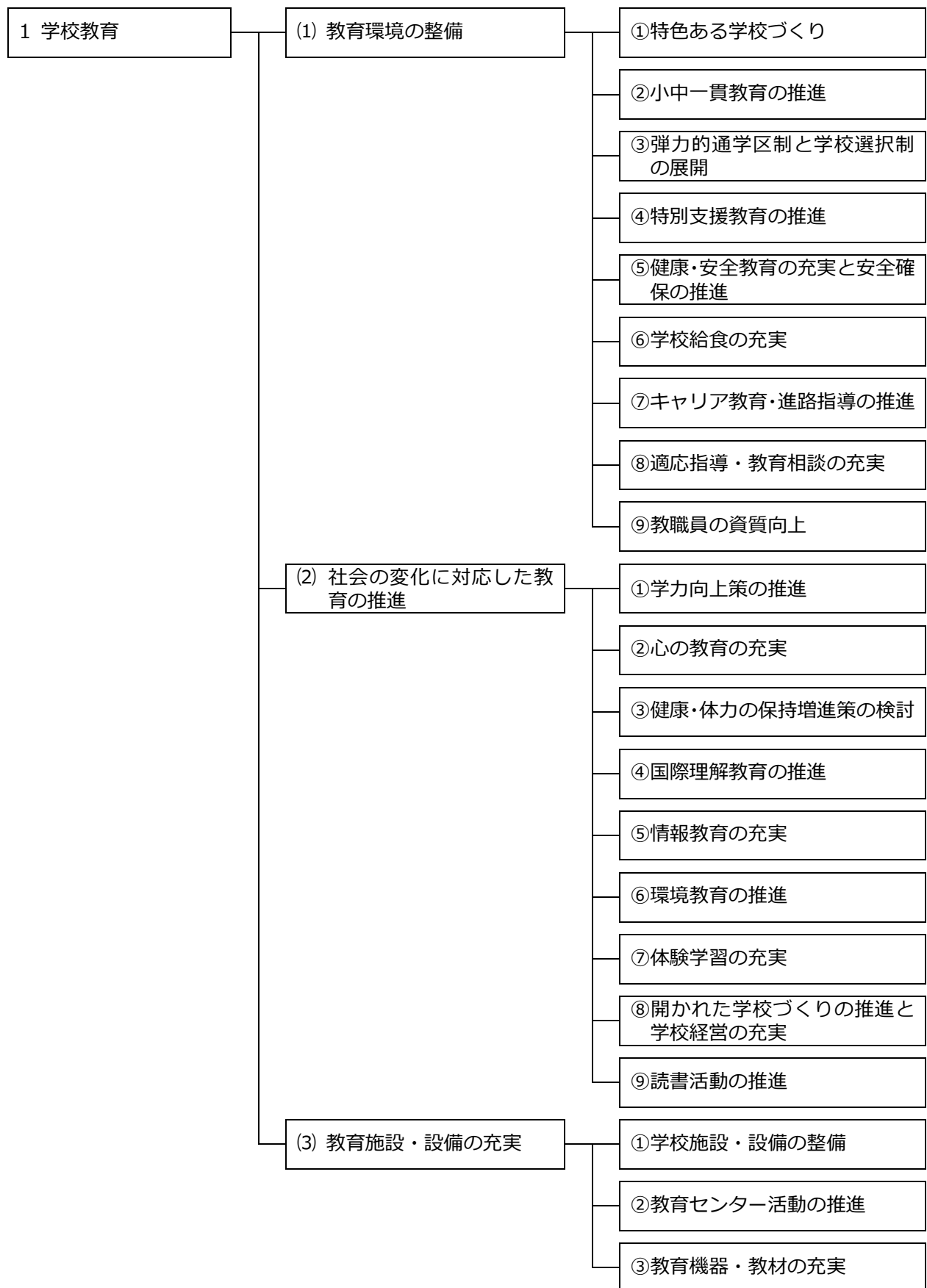
基本方針

学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進します。また、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身につけることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。

校舎等の教育財産は、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。

また、「(仮称) 武蔵村山市防災食育センター」の整備を進め、学校給食を通じた食育を推進します。


■ 施策の体系・内容



(1) 教育環境の整備






項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 特色ある学校づくり	平成 29 年 3 月に改定された学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした、開かれた教育を展開します。		
	○特色ある学校づくりの推進 ○第二次教育振興基本計画の推進	教育指導課 教育総務課	
② 小中一貫教育の推進	学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、学校・保護者・地域とともに、校内研究等により、小・中学校の教職員が連携した学習指導を実施し、児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。		
	○小中一貫校の教育充実 ○施設の形態に応じた特色ある教育充実 ○小中一貫教育についての保護者・地域への情報発信	教育指導課	
③ 弾力的通学区制と学校選択制の展開	市内の人口動向や児童数の実態等に配慮して、武蔵村山市立学校の指定に関する規則に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。 また、中学校学校選択制については、引き続き、保護者等の意見を参考としながら実施していきます。		
	○学校選択制の実施	教育総務課	
④ 特別支援教育の推進	障害のある児童の教育については、個別指導計画に基づき一層充実させるとともに、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対応した教育環境の充実を図るため、市立小・中学校にける自閉症・情緒障害特別支援学級の新設を進めます。また、特別支援教育関係会議のW E B 化を図り、効率的な会議を推進します。 また、各学校においては、多様な障害に関する研修を充実させるなど、組織的・継続的な教育ができるよう環境づくりに努めます。 さらに、伸びゆく子供展の開催や副籍制度の活用等、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民の相互理解と心のふれあいを一層深めます。		
	○特別支援教育の推進 ○特別支援教育支援員の配置 ○巡回相談員の配置 ○地域との交流の推進 ◎自閉症・情緒障害学級の整備 ◎特別支援教育関係会議のW E B 化の推進 ◎「第五次特別支援教育推進計画」の推進	教育指導課	


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
⑤ 健康・安全 教育の充実と安全確保の推進	<p>学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の実施、保健指導の充実等による児童・生徒の心と身体の健康管理を充実します。</p> <p>また、児童・生徒の安全確保のため、地域や家庭との連携を深め、非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関が連携した安全教育や登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーの巡回など安全指導の推進を図ります。</p> <p>さらに、地域ぐるみの学校安全講習会を実施し、危機管理意識の向上や管理体制の充実・整備の推進を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 セーフティ教室の開催 ○ 強靱化 地域安全マップの作成 ○ 定期健康診断及び就学時健康診断の実施 	教育指導課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導 ○ 強靱化 地域ぐるみの学校安全講習会の開催 	教育総務課	
⑥ 学校給食の充実	<p>「(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備を推進するとともに、学校給食調理等業務を民間に委託します。</p> <p>また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校及び中学校学校給食調理等業務の委託 ○ 強靱化 「(仮称) 武蔵村山市防災食育センター」の整備 	学校給食課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育に関する事業の推進 	子ども子育て支援課・学校給食課・教育指導課	
⑦ キャリア教育・進路指導の推進	<p>職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校における職場体験学習の実施 ◎ キャリア・パスポートの活用 	教育指導課	
⑧ 適応指導・教育相談の充実	<p>児童・生徒や保護者のなやみや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適応指導教室、教育相談室の機能強化 ○ 適応指導教室事業の実施 ○ スクールカウンセラー等の配置 	教育指導課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
⑨ 教職員の資質向上	「授業改善推進プラン」を活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種教職員研修の実施 ○一校一研究による校内研究の奨励 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用 	教育指導課	

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 学力向上策の推進	<p>児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき、授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学力・学習意識調査の実施 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用 ○学力向上推進委員会の運営 ○教育ボランティアの拡充 ○学校司書の配置 	教育指導課	
	◎地域未来塾の実施	文化振興課	
② 心の教育の充実	<p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割を發揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。</p> <p>また、市職員と教職員の交流、情報交換など、保育所・幼稚園と小中学校及び公民館や図書館などが連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進 	教育指導課	
③ 健康・体力の保持増進策の検討	<p>児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体力向上策の推進 ○部活動支援事業の実施 	教育指導課	
	○食育の推進	健康推進課・学校給食課・教育指導課	

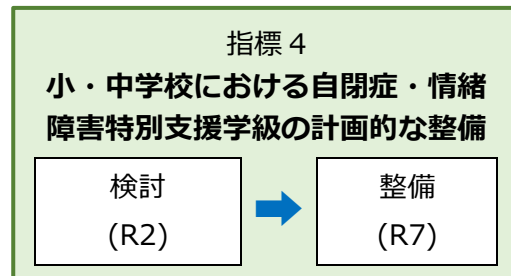
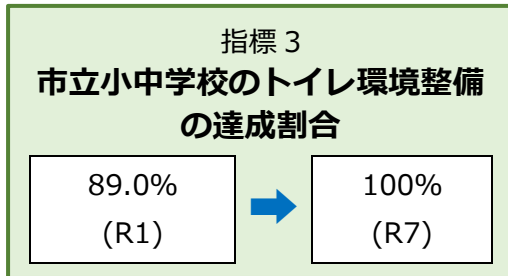
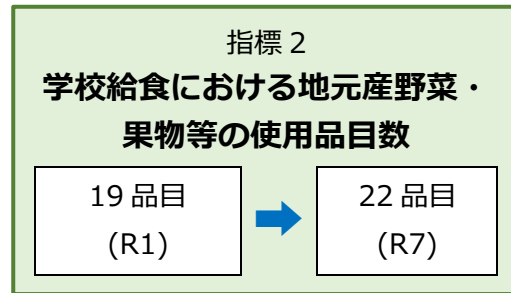
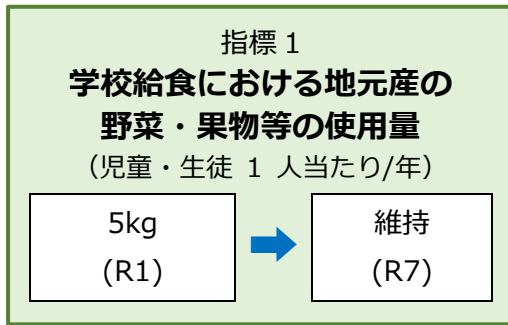
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④ 国際理解教育の推進	<p>様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化や社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、JET-AALT（外国青年招致事業による外国語指導助手）による英語教育や総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。</p> <p>また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が、日本での生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ JET-AALTの配置 ○ 小学校英語活動支援員の配置 ○ 帰国子女等指導助手の配置 	教育指導課	
⑤ 情報教育の充実	<p>高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、情報機器や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導に努めます。また、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。</p> <p>また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。</p>		
	○ ICT教育の推進	教育総務課・教育指導課	
⑥ 環境教育の推進	<p>地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育の実施 ○ 稲作体験の実施 	教育指導課	
⑦ 体験学習の充実	<p>地域の自然や歴史、文化等に直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 稲作体験の実施 ○ 職場体験学習の実施 ○ 教育ボランティアの活用 ○ 移動教室の実施 	教育指導課	
⑧ 開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	<p>保護者や地域の願いを受け止め、ともに子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開及び学校ホームページによる教育活動や学校経営方針の公開・公表を積極的に推進します。</p> <p>また、中学校の部活動に地域住民を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校関係者評価の実施 ○ 一斉学校公開の実施 ○ コミュニティ・スクールの活用 ○ 部活動指導員・部活動外部支援員の配置 	教育指導課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
⑨ 読書活動の推進	学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性などを育み、人間力の基礎となる「言語能力」の育成を図ります。		
	○学校司書の配置	教育指導課	

(3) 教育施設・設備の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 学校施設・設備の整備	児童・生徒が安全に充実した学校生活を送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実に図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように、設備の充実に図ります。		
	○ 強靱化 学校施設改修の実施（特別教室の冷房化、トイレ環境整備、校舎屋上防水、校舎建具改修、屋内運動場外装・床・屋根改修等）	教育総務課 (教育施設係)	
	○ 強靱化 学校設備改修の実施（放送設備改修、消火栓管改修）		
	○少人数学級編制への対応	教育総務課	
② 教育センター活動の推進	教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒の悩みに対応するため、「研修室」、「適応指導教室」及び「教育相談室」等、教育センターの機能充実に図ります。 また、教育に関する情報の収集・提供など、教育センターの機能充実に努めます。		
	○教育センターの機能充実	教育指導課	
③ 教育機器・教材の充実	タブレット端末やデジタル教材、視聴覚機器の導入・更新など、新しい教育内容や指導方法の変化に応じた情報教育の一層の推進を図ります。		
	○教育用コンピュータ等の活用	教育総務課	
	○学校備品の購入等		
	○指導書、副読本の購入等	教育指導課	

成果指標



2 生涯学習

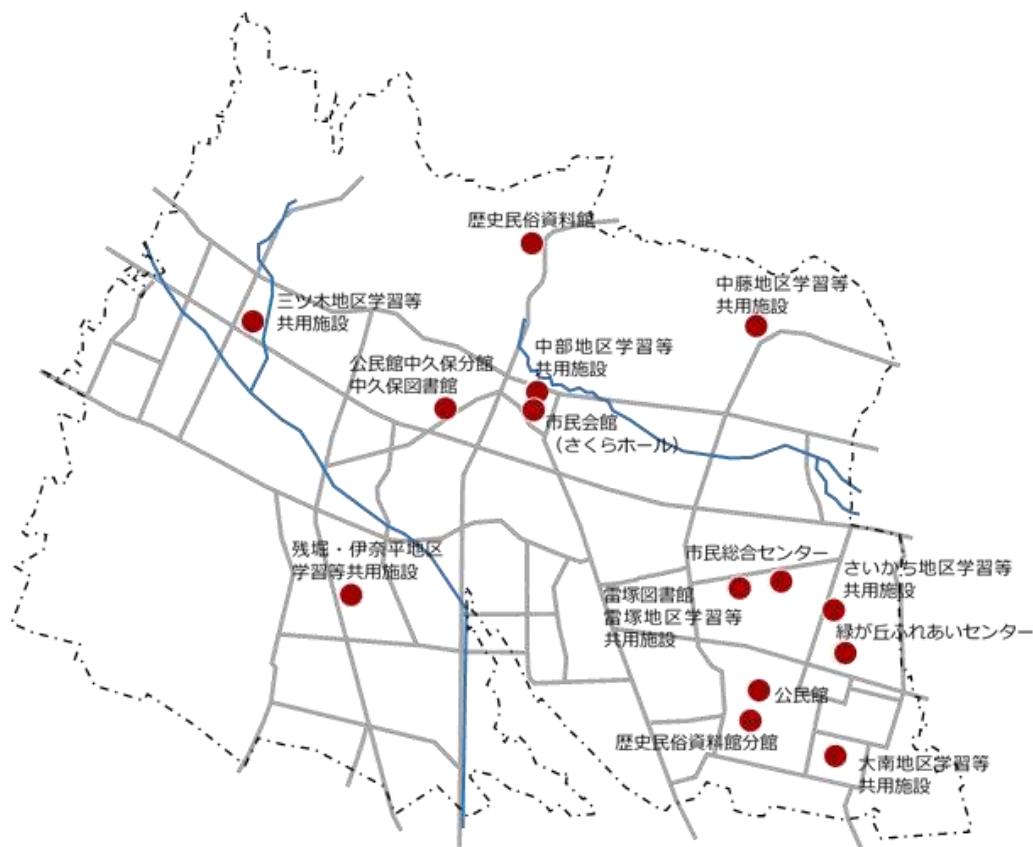
■ 現状と課題

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では、市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も市民の様々なニーズに応えるため、日常生活における地域課題の解決に必要な資料の提供や情報収集などレファレンスサービス(*26)の充実に努め、市民の知的・文化的活動を支援する必要があります。また、資料・情報の電子化が進み、地域の情報拠点としての図書館機能の強化や、資料・情報の共同保存等を行っていく必要があります。

図4-3 生涯学習施設位置図



出典 文化振興課・図書館資料

(*26)レファレンスサービス：図書館員が、図書館の利用者が必要とする情報や資料を探す手助けをする業務

表4-5 生涯学習施設等一覧

(令和2年4月1日現在)

名 称		施 設 内 容
公 民 館		
公 民 館 中 久 保 分 館		
公 民 館 さ い か ち 分 館		
市 民 会 館 (さ く ら ホ ー ル)		
歴 史 民 俗 資 料 館		
歴 史 民 俗 資 料 館 分 館		
緑 が 丘 ふ れ あ い セ ン タ ー		コミュニティセンター、男女共同参画センター(ゆーあい)、老人福祉館
市 民 総 合 セ ン タ ー		保健福祉総合センター、教育センター、子ども・子育て支援センター
図 書 館	雷 塚 図 書 館	
	中 久 保 図 書 館	
学 習 等 供 用 施 設	雷 塚	地区会館
	中 藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中 部	地区会館
	三 ツ 木	地区会館、地区図書館
	大 南	地区会館、地区図書館、地区児童館
	残 堀 ・ 伊 奈 平	地区会館、地区図書館、地区児童館

出典 文化振興課・図書館資料

表4-6 社会教育関係施設利用状況

(平成31年4月～令和2年3月)

施設名	開館 日数	主催事業		一般団体		その他		合計	
	日	回	人	回	人	回	人	回	人
公 民 館	343	189	2,747	860	9,312	2	35	1,051	12,094
中 久 保 分 館	341	2	20	182	1,823	32	380	216	2,223
さ い か ち 分 館	56	1	11	28	381	2	100	31	492
雷 塚 地 区 会 館	341	-	-	791	10,069	142	846	933	10,915
さ い か ち 地 区 会 館	261	-	-	68	376	-	-	68	376
中 藤 地 区 会 館	342	3	4	666	6,839	53	867	722	7,710
中 部 地 区 会 館	334	190	2,335	263	4,550	3,920	40,349	4,373	47,234
三 ツ 木 地 区 会 館	343	1	5	1,134	13,387	95	1,092	1,230	14,484
大 南 地 区 会 館	341	35	552	987	9,985	36	379 (492)	1,058	10,916 (492)
残 堀 ・ 伊 奈 平 地 区 会 館	343	4	21	1,415	13,246	39	484	1,458	13,751
生 涯 学 習 活 動 室	321	21	226	1,111	16,151	324	7,833	1,456	24,210
合計		446	5,921	7,505	86,119	4,645	52,365 (492)	12,596	144,405 (492)

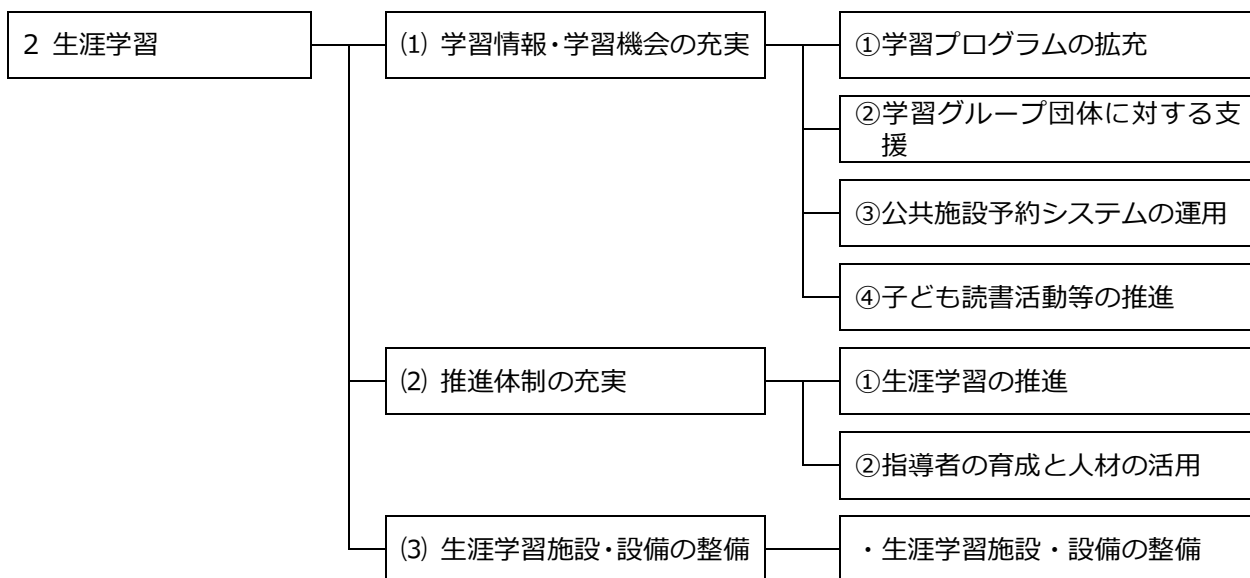
(注)さいかち地区会館は令和元年12月で閉館、()内は談話室使用人数であり、外数

出典 子ども子育て支援課・教育総務課・文化振興課資料



基本方針



市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

施策の体系・内容





(1) 学習情報・学習機会の充実


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 学習プログラムの拡充	「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、芸術、文化、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、芸術・文化的な講座については、市民との共同開催を図ります。		
	○出前講座の充実	文化振興課	
	○公民館事業の充実		
	◎図書館新ホームページの運用	図書館	
○各種講座の充実	関係各課		
② 学習グループ、団体に対する支援	自主的な学習活動を行う市民グループや団体と連携し、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等を図ります。 また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。		
	○学習相談窓口の整備	文化振興課・	
	◎自主的な学習活動を行う市民団体の積極的なPR	関係各課	
○生涯学習フェスティバルの開催			

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 公共施設予約システムの運用	生涯学習講座や各種団体の活動内容情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる「公共施設予約システム」を運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。		
	○公共施設予約システムの運用 ○利便性向上のためのキャッシュレスやタブレット端末導入の検討	文化振興課・関係各課	
④ 子ども読書活動等の推進	子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。 また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。		
	○おはなしの会の充実 ○資料相談・読書相談の拡充 ◎子ども向け電子図書の検討	図書館	

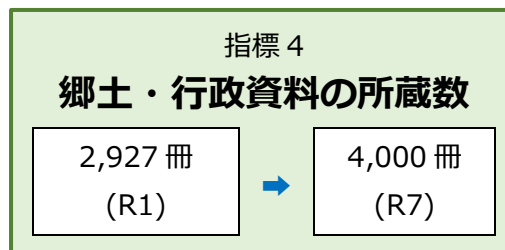
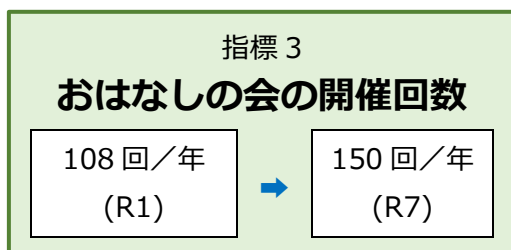
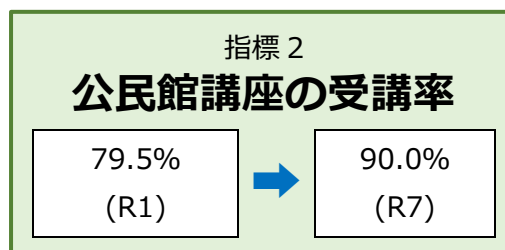
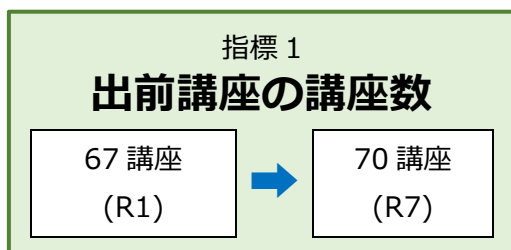
(2) 推進体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 生涯学習の推進	郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。 また、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。		
	○市民の学習活動や社会参加活動の支援 ○郷土・行政資料の充実	文化振興課 図書館	
② 指導者の育成と人材の活用	市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。 さらに、学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。		
	○ 強靱化 各分野における指導者の育成 ○ 強靱化 青少年リーダーの養成 ○公民館講座等での人材活用	文化振興課	

(3) 生涯学習施設・設備の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・生涯学習施設 ・設備の整備	<p>公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、「(仮称)生涯学習センター」の設置について検討を進めます。</p> <p>また、各施設が一層利用しやすくなるように、施設を予約するための公共施設予約システムの操作性、利便性を高め、利用者の負担軽減を進めます。</p> <p>さらに、教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。</p>		
	○ 強靱化 市民会館の整備	文化振興課	
	○ 強靱化 学習等供用施設の整備		
	○ 強靱化 「(仮称)生涯学習センター」整備の検討	企画政策課・文化振興課・図書館	
	○ 強靱化 図書館の整備	図書館	
○学校図書館との連携			

成果指標



3 スポーツ・レクリエーション

■ 現状と課題

本市は、市民が生涯を通じてスポーツを愛し、親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。

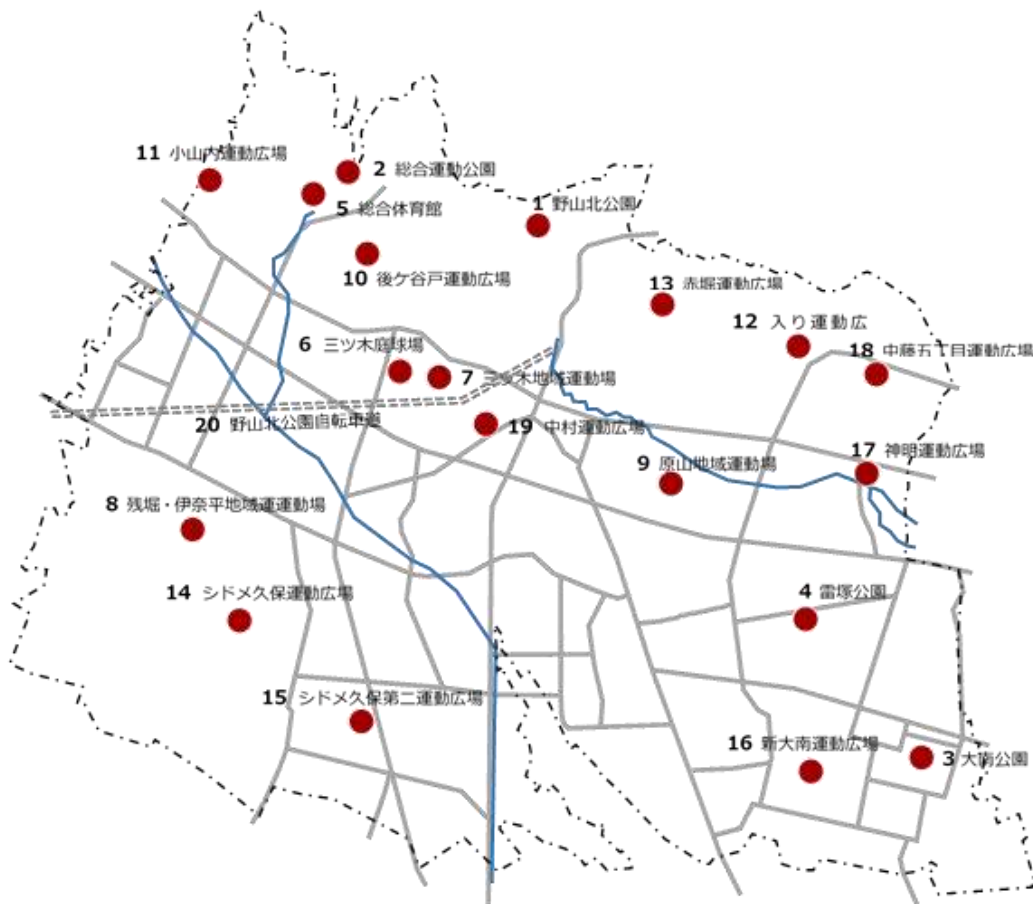
スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のニーズは高く、多様化する傾向にあります。

今後は、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し、楽しむことができる環境を整備するとともに、これまで運動をする機会が少なかった市民にスポーツ事業等への参加を促進することで、楽しみを持ってもらい、生活の充実度の向上を図る必要があります。

また、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるためには、地域と連携した取組が必要です。

そのために、住民が主体的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の充実を図り、クラブの活動を支援する必要があります。

図4-4 スポーツ施設位置図



出典 環境課・スポーツ振興課資料

表 4-7 スポーツ施設等一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

	名 称	面積(ha)	競技施設	備 考
1	野山北公園	1.81	・運動場 ・プール(25m) ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等	
2	総合運動公園	6.96	・第 1 運動場：硬式・軟式野球、ソフトボール ・第 2 運動場：陸上競技、サッカー等 ・第 3 運動場：少年野球等	
3	大南公園	5.49	・野球場(ナイター施設) ・庭球場(3 面)	
4	雷塚公園	2.29	・野球場 ・庭球場(3 面)	
5	総合体育館	0.34	・第一体育室：バスケットボール、バレーボール、バドミントン等 ・第二体育室：空手道、剣道、軽体操等 ・第三体育室：柔道、合気道、軽体操等 ・会議室：各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
6	三ツ木庭球場	0.23	・庭球場(2 面)	
7	三ツ木地域運動場	0.49		
8	残堀・伊奈平地域運動場	0.30		
9	原山地域運動場	0.40		
10	後ヶ谷戸運動広場	0.13		
11	小山内運動広場	0.21		
12	入り運動広場	0.12		
13	赤堀運動広場	0.10		
14	シドメ久保運動広場	0.21		
15	シドメ久保第二運動広場	0.06		
16	新大南運動広場	0.11		
17	中藤五丁目運動広場	0.07		
18	中村運動広場	0.14		
19	野山北公園自転車道	2.29		

出典 環境課・スポーツ振興課資料

◆武蔵村山市スポーツ都市宣言

平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

◆スポーツ都市宣言ロゴマーク

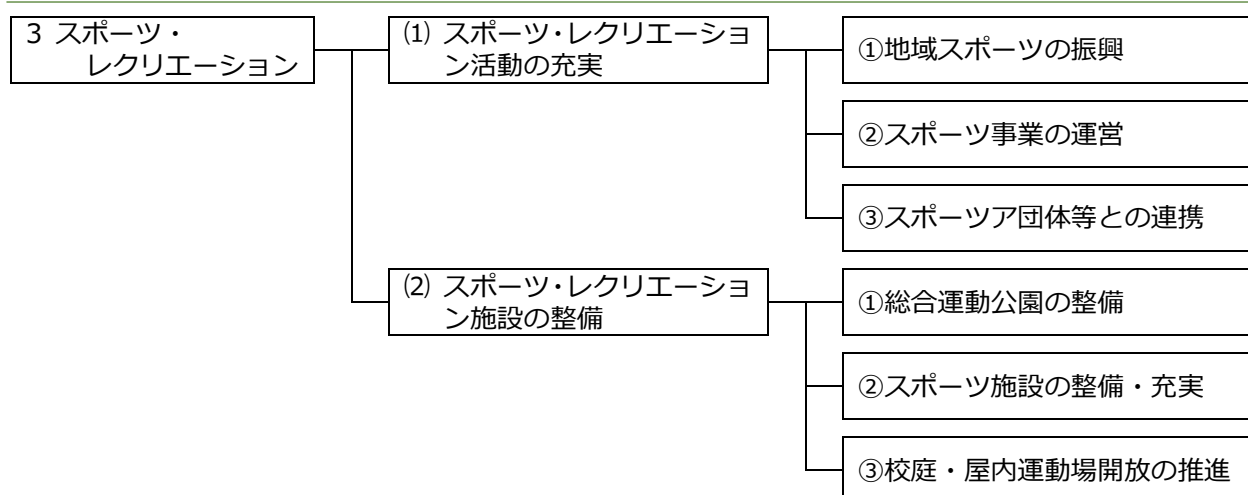


■ 基本方針





市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、誰もが、いつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。


■ 施策の体系・内容





(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

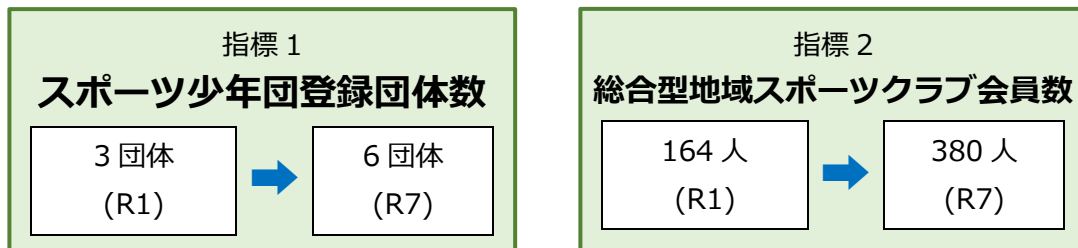
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 地域スポーツの振興	<p>地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。</p> <p>また、スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に推進します。</p> <p>さらに、総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用に努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブの運営支援 ○スポーツ推進委員・スポーツ協力員との連携 	スポーツ振興課	
	○公共施設予約システムの運用	文化振興課・スポーツ振興課・関係各課	
② スポーツ事業の運営	<p>市民の要望等を踏まえて、各世代が広く参加できる環境や機会の充実を図り、きめ細やかな事業運営に努めます。</p>		
	○各種大会・教室の運営	スポーツ振興課	
③ スポーツ団体等との連携	<p>体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、スポーツ指導者の人材確保や育成に努めるなど、体育協会等と密接に連携しながらスポーツ振興を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援 	スポーツ振興課	

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 総合運動公園の整備	<p>競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。</p>		
	○ 強靱化 野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課・スポーツ振興課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② スポーツ施設の整備・充実	日常生活圏でスポーツと親しめる場や環境を確保するため、地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。		
	○野山北公園プールの整備	スポーツ振興課	
○ 強靱化 地域運動場・運動広場の整備	環境課		
③ 校庭・屋内運動場開放の推進	学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。		
	○校庭・屋内運動場の開放	スポーツ振興課	

成果指標



第3節 文化

1 市民文化

■ 現状と課題

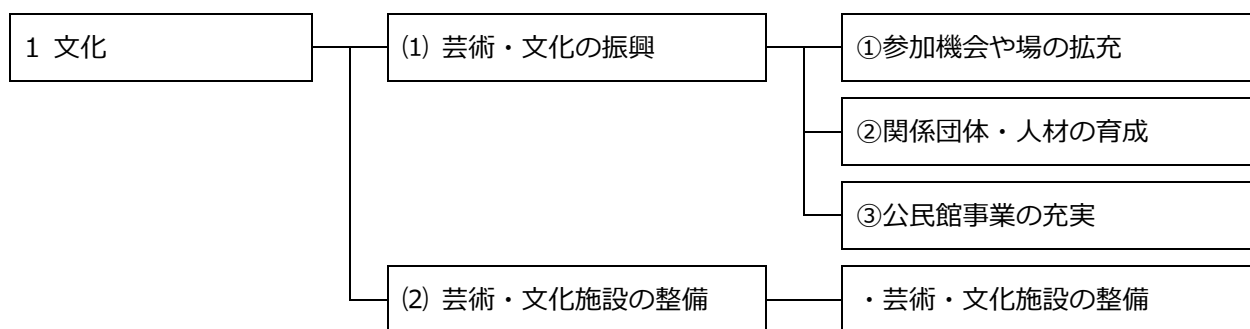
平成20年度から市民会館（さくらホール）の管理・運営は、指定管理者制度が導入されており、指定管理者独自の発想を生かしながら、市民の文化の創造と活動のための拠点の充実に努めています。

今後も、市民ニーズの多様化に応えるため、幅広く文化や芸術活動等の振興に努めるとともに、市民団体等の発表の場を提供し、活動の活性化を図る必要があります。



■ 基本方針


地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会を確保します。

■ 施策の体系・内容




(1) 芸術・文化の振興

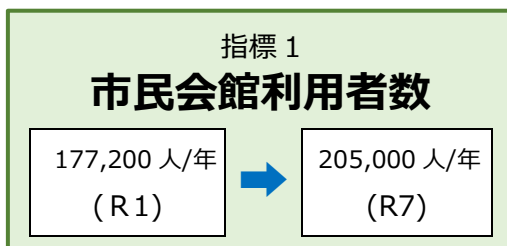
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①参加機会や場の拡充	<p>各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に芸術・文化に触れる機会や場の確保に努めます。</p> <p>○市民文化祭の支援</p>	文化振興課	
②関係団体・人材の育成	<p>文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成を支援するとともに、団体間、指導者間の連携を促進します。</p> <p>○自主団体への支援</p>	文化振興課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 公民館事業の充実	芸術・文化活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。		
	さらに、市のホームページの活用により事業のPRに努めます。		
	○公民館事業の充実	文化振興課	

(2) 芸術・文化施設の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・芸術・文化施設の整備	市民会館は、平成 20 年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。		
	○ 強靱化 市民会館の整備	文化振興課	

成果指標



2 伝統文化・文化財

■ 現状と課題

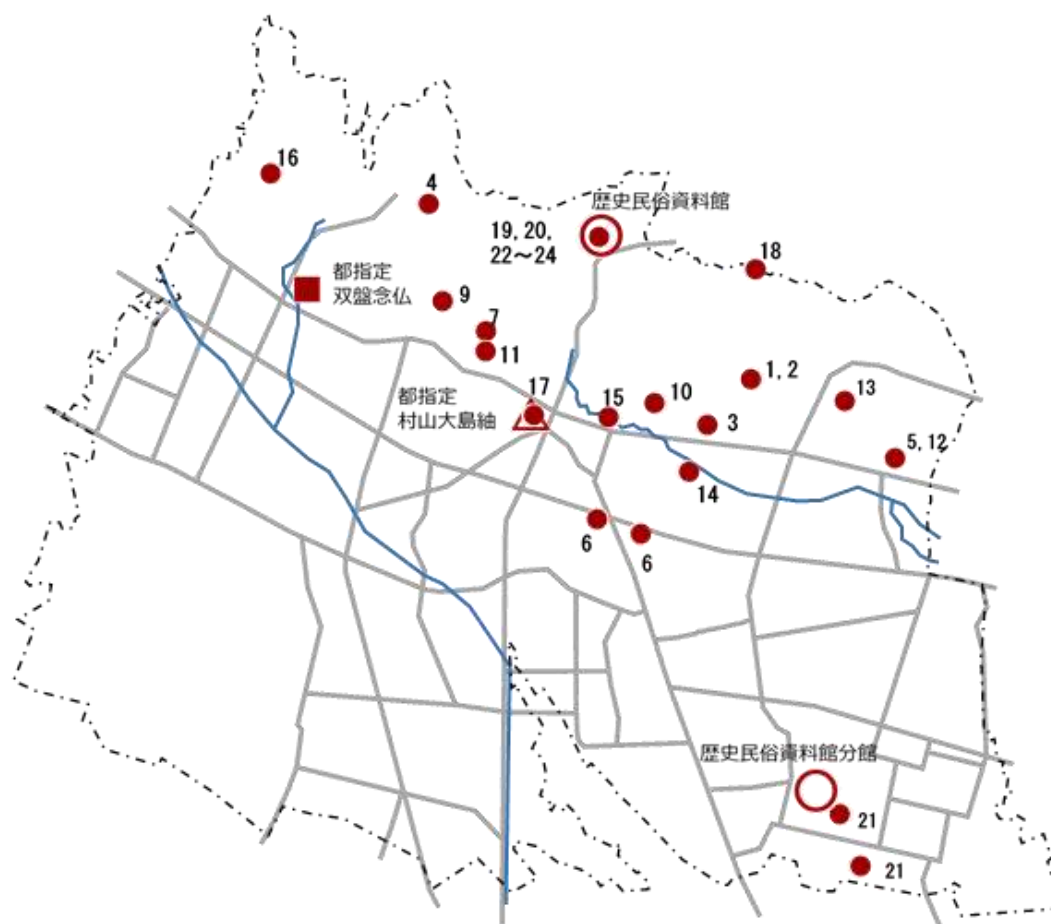
本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等や、古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています(図4-4、表4-8参照)。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や展示、講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存とあわせて、展示などの活用にも努めています。

しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの貴重な文化財が失われつつあり、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き、伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

図4-5 文化財等の分布状況



出典 文化振興課資料

表4-8 文化財一覧

(令和2年1月1日現在)

指定種類	No.	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月	
都指定 無形文化財	△	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月	
都指定無形 民俗文化財	■	双盤念仏(薬師念仏鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり 保存会	平成3年3月	
市指定 有形文化財	1	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月	
	2	眞福寺格天井花鳥画			平成15年6月	
	3	指田日記	本町五丁目	個人所有	昭和51年4月 平成15年6月	
市指定有形 民俗文化財	4	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月	
	5	大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有		
市指定史跡	6	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市		
市指定旧跡	7	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺		
市指定無形 民俗文化財	9	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様 祇園ばやし保存会		
	10	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会		
	11	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会		
市指定有形 民俗文化財	12	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来 像	神明三丁目	個人所有		平成7年12月
	13	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺		
	14	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有		
市指定 有形文化財	15	萩の尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂		
市指定無形 民俗文化財	16	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺		
市指定 有形文化財	17	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成13年12月	
市指定無形 民俗文化財	18	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講 谷津講社		
市指定 有形文化財	19	屋敷山遺跡出土人面裝飾付土 器	本町五丁目	武蔵村山市	平成15年6月	
	20	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大 甕				
市指定旧跡	21	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市 禅昌寺	平成19年7月	
市指定 有形文化財	22	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成27年7月	
	23	内野佐兵衛家文書				
	24	渡辺源蔵家文書				

(注) No.8は「薬師念仏鉦はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

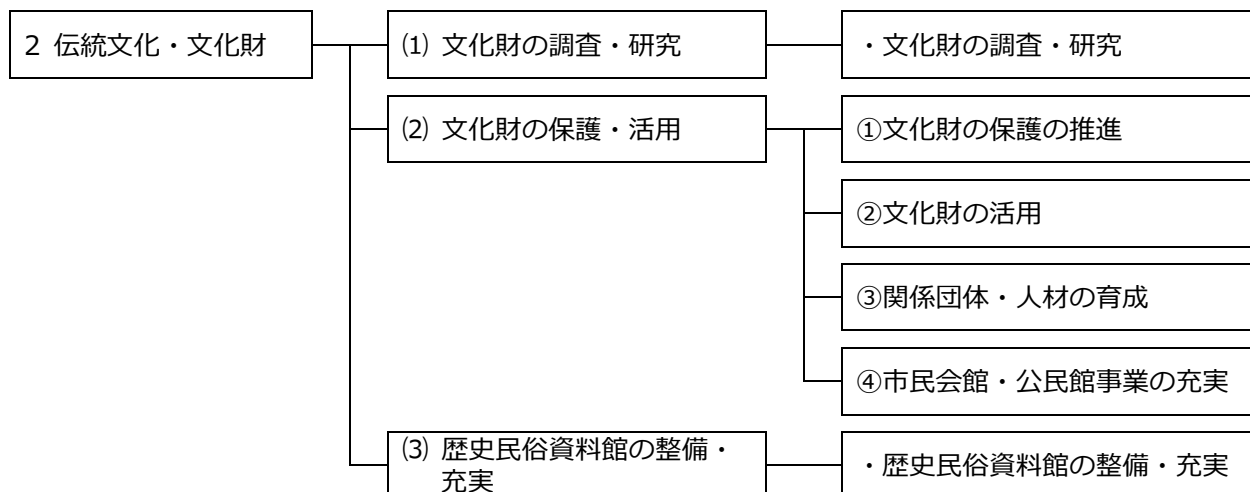
出典 文化振興課資料

基本方針


市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。


施策の体系・内容






(1) 文化財の調査・研究


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・文化財の調査 ・研究	市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。 また、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。		
	○文化財に関する調査・研究	文化振興課	

(2) 文化財の保護・活用

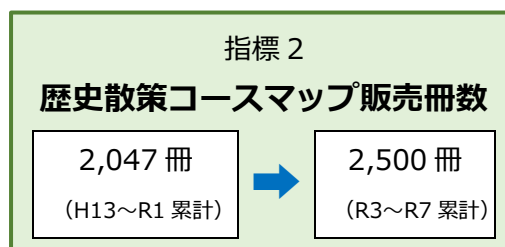
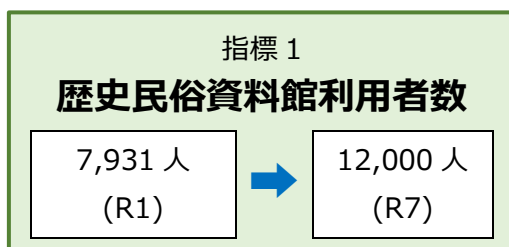
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
①文化財の保護の推進	収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、「文化財保護審議会」などの意見を尊重し、文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。		
	○文化財に関する調査・研究 ○ 強靱化 文化財保護の推進 ○収蔵資料の公開、展示	文化振興課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
②文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や、東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの軍事施設を紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。		
	◎歴史散策（南東・南西コース）の普及・啓発	文化振興課	
③関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。		
	○歴史講座等の実施	文化振興課	
④市民会館・公民館事業の充実	伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。		
	○市民会館事業の充実 ○公民館事業の充実	文化振興課	

(3) 歴史民俗資料館の整備・充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理に当たり、市民の財産として文化財の保護、保存に努めます。		
	○ 強靱化 歴史民俗資料館・分館の適切な維持管理	文化振興課	

成果指標



写真

写真

第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

- 1 農業
- 2 商・工業
- 3 観光

第2節 景観

- 1 都市景観
- 2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 地球温暖化対策
- 4 公害対策・環境美化

本章の概要

都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

また、市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

さらに、本市の貴重な財産である狭山丘陵の緑を保全するとともに、市民との協働によるイベントなどにより、本市が有する景観や歴史・文化といった資源を生かした地域振興を図り、特色をいかした自然と調和したまちづくりを展開していきます。

第1節 産業

1 農業

地産地消の推進や、農業経営の近代化などに取り組み、魅力ある農業経営の確立を目指すとともに、都市農地の保全に努めます。

2 商・工業

企業や創業への支援や、企業誘致を推進し、市内産業の活性化を図るとともに、各種支援を実施し、既存の商・工業の体質強化に努めます。

3 観光

市外からの来訪者による新たなにぎわいの創出に向けて、市民や観光まちづくり協会と連携し、観光事業等を実施します。

第2節 景観

1 都市景観

市街地と狭山丘陵の自然が調和した、魅力的な景観づくりを推進します。

2 水とみどりのネットワーク

治水上の安全確保や生物等に配慮しつつ、美しい水辺環境の形成を図ります。

第3節 環境

1 自然環境

狭山丘陵や河川、生産緑地等の保全を図るとともに、生物の多様性にも配慮した施策に取り組みます。

2 公園・緑地

地域に愛される公園・緑地を目指して、計画的な整備を推進するとともに、維持・管理における市民参加を促進します。

3 地球温暖化対策

低炭素社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー活動を促進します。

4 公害対策・環境美化

美しいまちを守るため、公害の未然防止に努めるとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発活動等に取り組みます。

第1節 産業

1 農業

■ 現状と課題

本市の農業は、東京という大都市近郊における「都市農業」としての性格を持ち、生鮮食料品の供給機能のみならず、みどり豊かな環境の保全や防災のための空間としても大きな役割を担っています。

市内には、残堀・中原地区に多摩開墾と呼ばれる広大な市街化調整区域内に農地が約55haあり、優良農地として保全されていますが、生産基盤の整備は不十分な状況にあります。

生産緑地は、近年減少傾向が続いており、令和2年3月31日の時点で約88haまで減少しています（表5-5参照）。

市内農産物は、ハウレン草や小松菜が多く、野菜の他には、特産品の東京狭山茶やみかんも多く生産されています（表5-6参照）。近年は、量販店や直売所等への出荷も増え、市場へ出荷する同一品目の大量生産から、多品目生産へ移行傾向にあります。

平成27年4月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

今後も、市街化区域における地域環境に配慮した農業振興の支援や、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

また、多摩開墾の農地については、横田飛行場の軍民共同使用の進展状況を注視し、必要に応じてその在り方を検討する必要があります。

表5-1 農家数の推移

年次	販売農家			自給的農家	合計
	専業農家	兼業農家			
		農業が主	兼業が主		
平成12年	45	41	158	167	411
17	72	27	92	194	385
22	59	29	93	170	351
27	76	12	79	160	327
令和2年	令和2年11月末に速報値発表予定				

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表5-2 経営耕地面積の推移

年次	田	畑	樹園地	合計
平成12年	55a	14,487a	6,497a	21,039a
17	90a	10,863a	4,232a	15,185a (18,699a)
22	37a	11,291a	3,320a	14,648a
27	1ha	103ha	25ha	129ha
令和2年	令和2年11月末に速報値発表予定			

(注)平成17年については販売農家のみの集計数値で（）内は総農家の経営耕地面積の合計

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-3 経営耕地面積別農家数の推移

年次	30a 未満	30~50a 未満	50~100a 未満	100~150a 未満	150~200a 未満	200~300a 未満	300a 以上	合計
平成 12 年	169	87	96	36	17	6	0	411
17	194	57	82	31	16	4	1	385
22	172	54	75	30	16	4	0	351
27	201	48	48	34	19	6	0	327
令和 2 年	令和 2 年 11 月末に速報値発表予定							

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-4 市民農園・体験型市民農園の状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

名称	場所	区画数	1 区画面積 (㎡)
喜び農園 (5 か所)	大南 2-19-5	120	12
	学園 4-34-1、4	65	12
	大南 2-84-2	32	12
	大南 2-88-1	30	12
	大南 2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2 か所)	本町 2-66-2	70	30
	中央 2-144	50	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

表 5-5 市内生産緑地の推移 (各年度 3 月 31 日現在)

年度	地区数	指定面積 (ha)
平成 26 年度	346	98.81
27	341	97.19
28	333	94.50
29	328	92.72
30	325	90.42
令和元年度	322	88.19

出典 都市計画課資料

表 5-6 主要作物の作付面積上位 5 品目 (令和元年度)

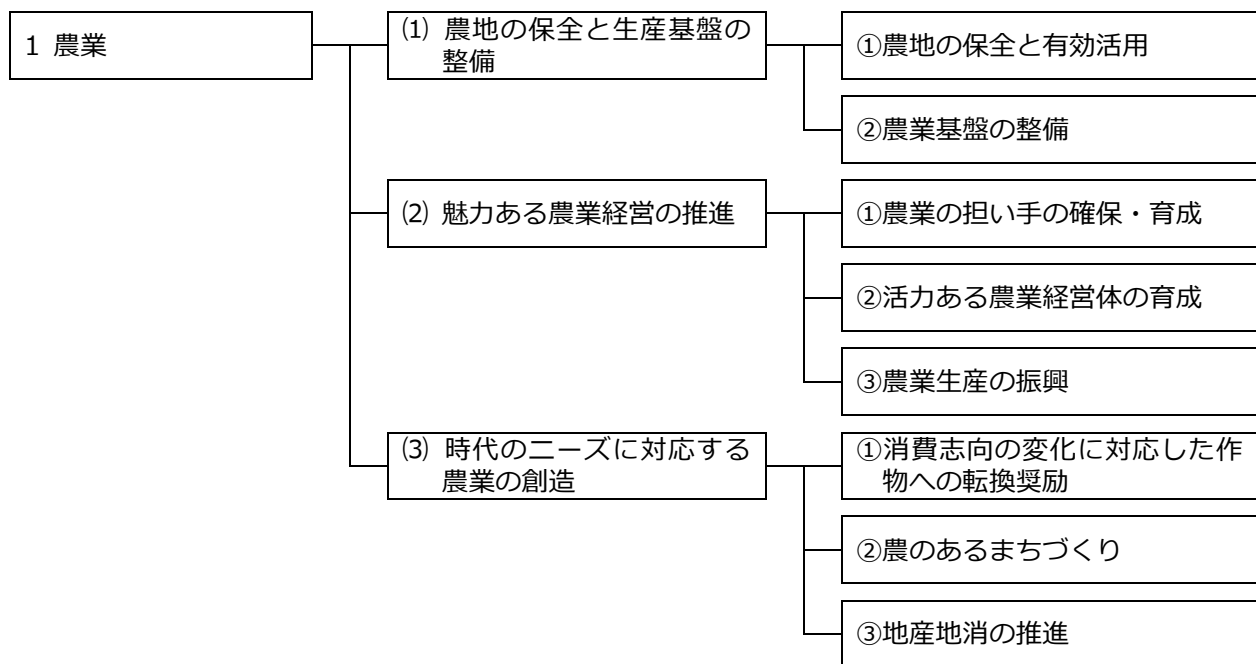
品目	作付面積 (a)
ホウレン草	1267.3
小松菜	1211.1
茶	1036.1
馬鈴薯	600.8
大根	593.0

出典 産業観光課資料




基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業について、保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

施策の体系・内容




(1) 農地の保全と生産基盤の整備




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 農地の保全と有効活用	農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し、保全に努めます。 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。 また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し、遊休農地の利用促進に取り組みます。		
	○ 強靱化 都市農地保全支援プロジェクトの推進	産業観光課	
	○市街化調整区域内農地の利用促進		
	◎防災協力農地の普及啓発	産業観光課・ 防災安全課	
	○ 強靱化 生産緑地の保全	都市計画課	
② 農業基盤の整備	農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。		
	○ 強靱化 土地改良による農業生産基盤の整備	産業観光課	
	○ 強靱化 市街化調整区域内の道路整備	道路下水道課	

(2) 魅力ある農業経営の推進

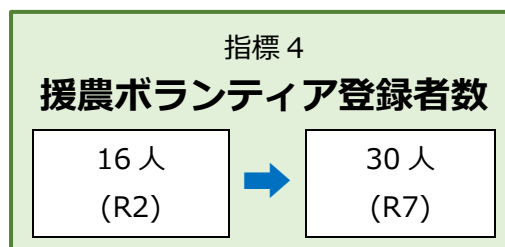
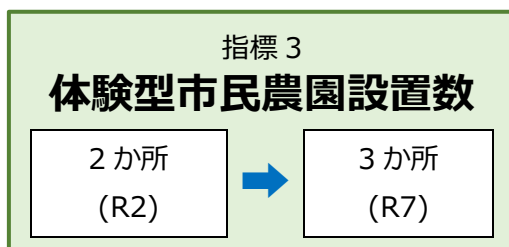
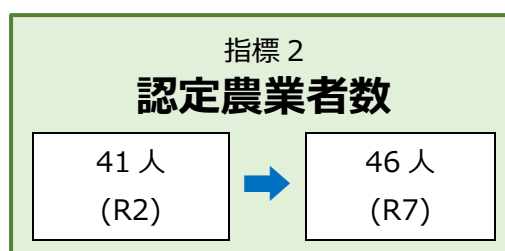
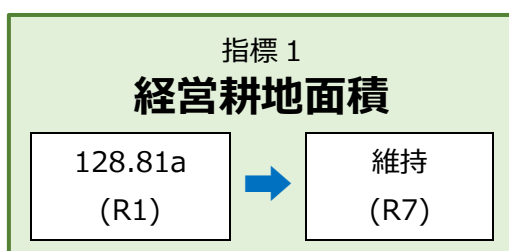
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 農業の担い手の確保・育成	<p>農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。</p> <p>また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。</p>		
	○援農ボランティアの育成	産業観光課	
② 活力ある農業経営体の育成	<p>農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。</p> <p>また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 認定農業者の育成・支援 ○ 強靱化 都市農業活性化支援事業の推進 ○ 農業経営における女性の参画推進 	産業観光課	
③ 農業生産の振興	<p>本市の立地特性を生かし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農協等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。</p> <p>また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者の育成・支援 ○ 強靱化 関係団体に対する支援 ○ (仮称) 産業振興ビジョンの策定 	産業観光課	

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 消費志向の変化に対応した作物への転換奨励	<p>安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。</p>		
	○安全な農作物の供給促進	産業観光課	
② 農のあるまちづくり	<p>都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。</p> <p>また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。</p>		

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
	○体験型市民農園の推進 ○観光農園等のPR	産業観光課	
	○稲作体験の実施	教育指導課	
③地産地消の推進	地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援やPRを行い、広報紙や市のホームページを活用した情報の発信を図ります。		
	○広報紙等によるPR ◎ 強靱化 直売所設置への支援	産業観光課	

成果指標



2 商・工業

■ 現状と課題

《商業》

平成 28 年の統計では、本市の事業所数は 517 事業所、従業者数は 4,948 人、年間商品販売額は 134,959 百万円となっています（図 5-1 参照）。

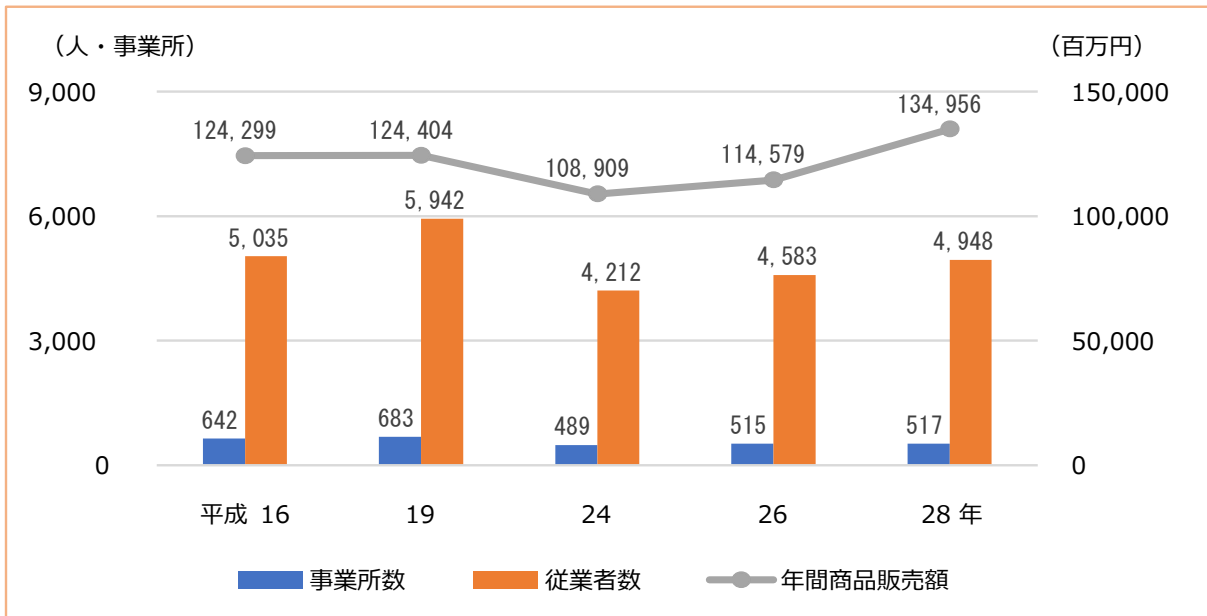
本市の商業は、青梅街道沿道や都宮村山団地周辺などに商店や飲食店が比較的多く立地するほかは、日用品を中心とした小規模な店舗が散在するにとどまっていますが、平成 18 年に自動車工場跡地に大規模商業施設が進出し、市内のみならず市外からも多くの買い物客が訪れ、活況を呈しています。

近年は、国の経済対策などにより国全体の経済は回復基調にあるとされてきましたが、地域全体の事業者がその影響を享受する状況には至っておらず、小売・卸売業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。また今後は、新型コロナウイルス感染症の影響等で、国内経済の不況が見込まれており、小売・卸売業の経営環境がより厳しい状況となる可能性があります。

本市では、既存の商店等が、多様化する市民ニーズや高齢社会に対応し、個性的な顧客サービスを展開するため、商工会と連携して実施している大型店対策事業に対し支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。

今後も、中小事業者に対する支援を推進するとともに、空き店舗等の活用方法の検討や、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。また、事業者や地域と連携して、身近な商店の閉店等により日々の買い物が難しい「買い物弱者」への取組を進め、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

図 5-1 商業（小売業）における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



出典 商業統計調査・経済センサス

《工業》

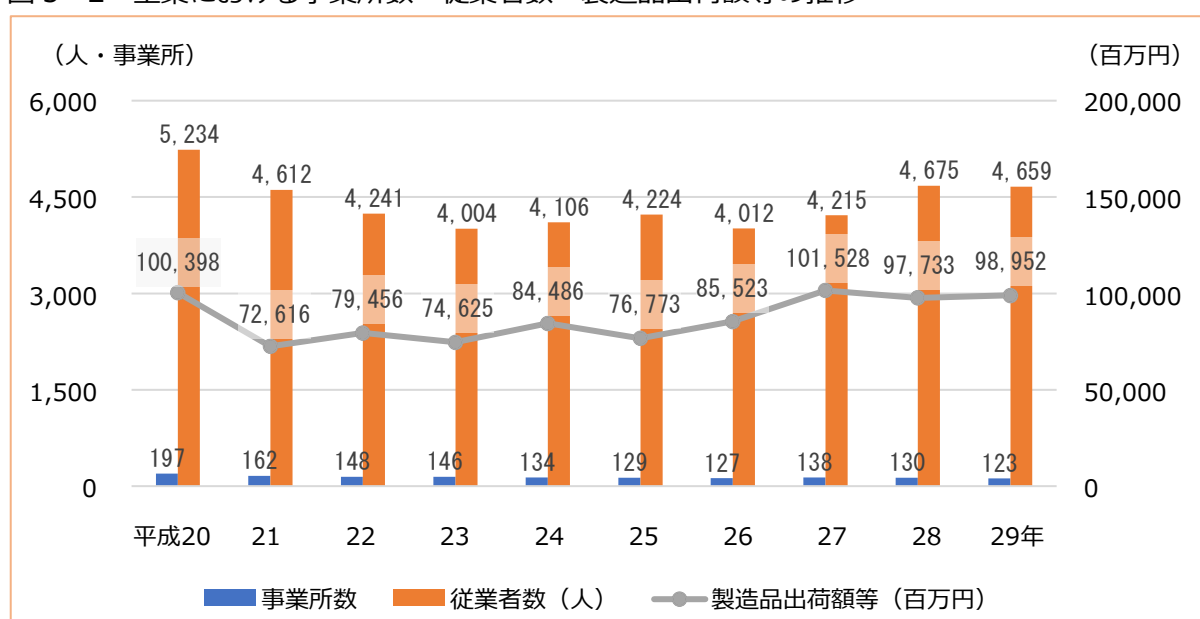
自動車工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地しましたが、平成13年に同工場の一部が閉鎖され、その後、平成16年に完全閉鎖されたことに伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容しました。特にこの期間の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の落ち込みが見られましたが、近年では大きな変動はありません（図5-2参照）。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されていますが、事業所は減少しています。

このような状況から、本市では、平成24年12月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。

今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

図5-2 工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



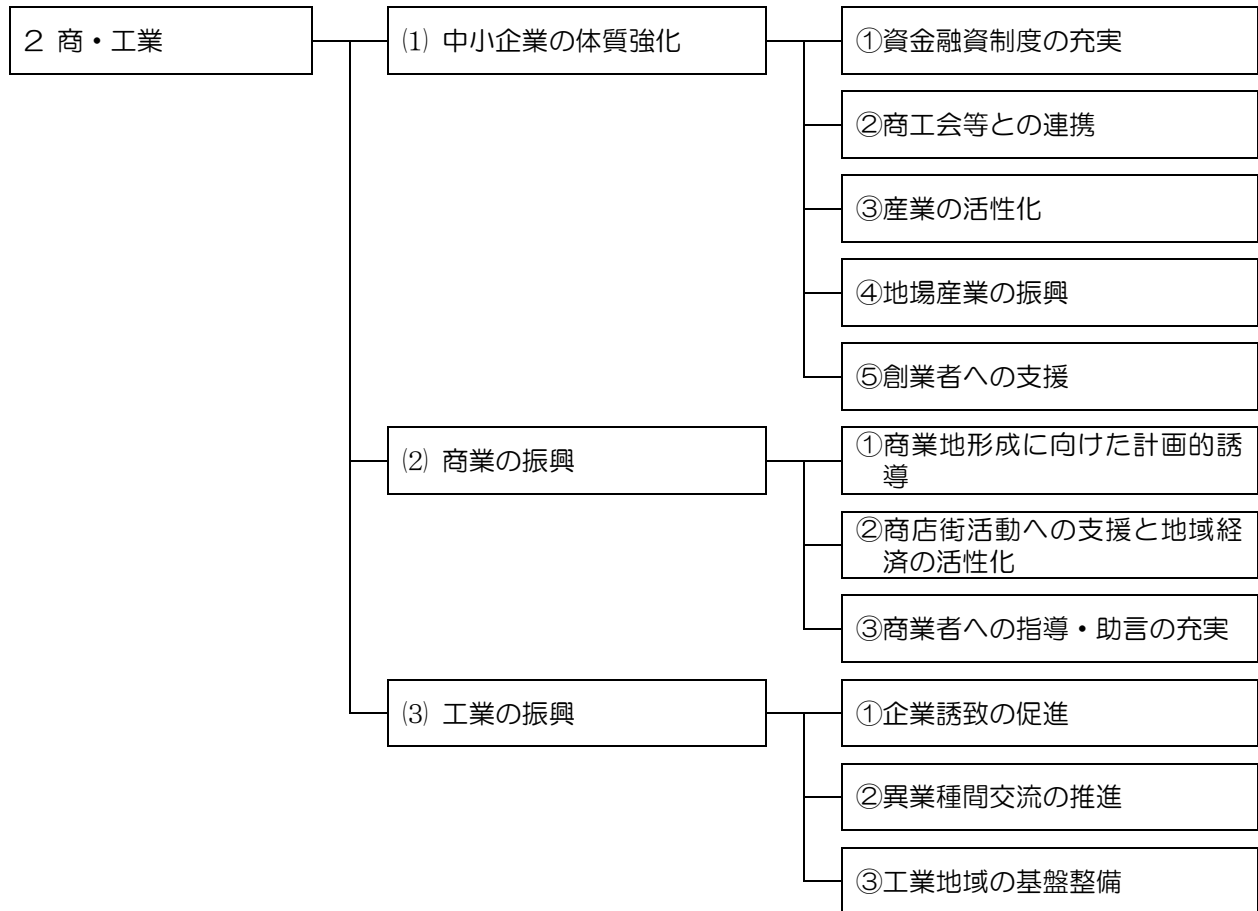
出典 工業統計調査・経済センサス

基本方針



市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。




また、地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めるとともに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

■ 施策の体系・内容







(1) 中小企業の体質強化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 資金融資制度の充実	中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。		
	○ 強靱化 小口事業資金融資あっせん制度の利用促進	産業観光課	
② 商工会等との連携	商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。		
	また、大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。		
	○ 強靱化 商工会等の関係団体が行う経営支援事業の推進	産業観光課	
	○ 強靱化 情報交換会等による連携強化		



項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 産業の活性化	市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、(仮称)産業振興ビジョンを策定しその推進を図ります。		
	○(仮称)産業振興ビジョンの策定	産業観光課	
④ 地場産業の振興	伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬のPRに努めるとともに、その他の産業についても、地域ブランドの認証の促進を図ります。 また、生涯学習や観光など、新しい視点からの取組に対する支援を行います。 さらに、村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。		
	○村山大島紬の振興 ○地域ブランド認証事業の実施	産業観光課	
⑤ 創業者への支援	創業者やその希望者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。		
	○創業支援の推進	産業観光課	



(2) 商業の振興

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 商業地形成に向けた計画的誘導	新青梅街道沿道への商業施設の集積をはじめ、本市の中心となる都市核地区への商業施設の集積について、関係機関と協議・検討を行いながらその促進を図ります。		
	○ 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用	都市計画課	
	○ 強靱化 都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	

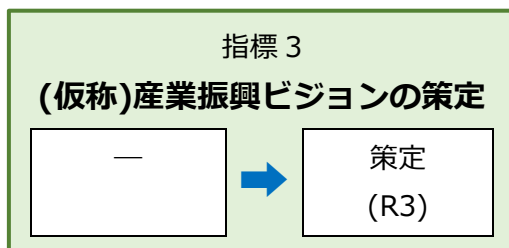
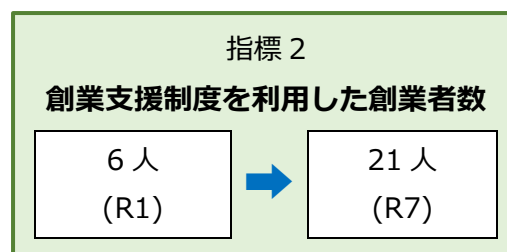
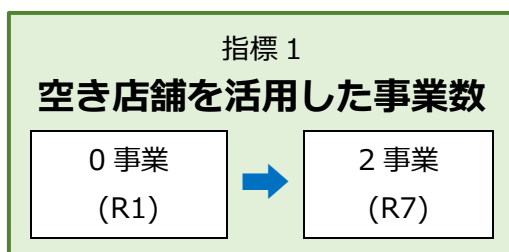
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
② 商店街活動への支援と地域経済の活性化	<p>商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した、女性や高齢者、障害のある人など、多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業について支援を図るなど地域経済の活性化を推進します。</p> <p>また、市内中小小売業と大規模小売店舗との共存共栄のための方策を商工会・商店会・商店と連携して検討を進めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 商店街振興・大型店対策事業への助成 ○ 強靱化 商店街振興事業への助成 ○ 強靱化 空き店舗活用事業への支援 ○ 商店街の景観対策等への支援 ○ 市内中小小売業と大規模小売店舗の共存共栄方策の検討 	産業観光課	
③ 商業者への指導・助言の充実	<p>時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 商業者への指導、助言 	産業観光課	

(3) 工業の振興

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 企業誘致の促進	<p>地域経済の活性化と市民の地元での就労機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業誘致制度の周知 	産業観光課	
② 異業種間交流の推進	<p>事業者、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ たま工業交流展出展への支援 	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 工業地域の基盤整備	工業地域における産業の振興を図るため、道路整備や工業団地としての基盤整備を推進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を推進します。		
	○ 強靱化 工業地域における道路整備の推進	都市計画課・道路下水道課	
	○ 強靱化 工業地域における敷地内緑化	都市計画課・環境課	

成果指標



3 観光

■ 現状と課題

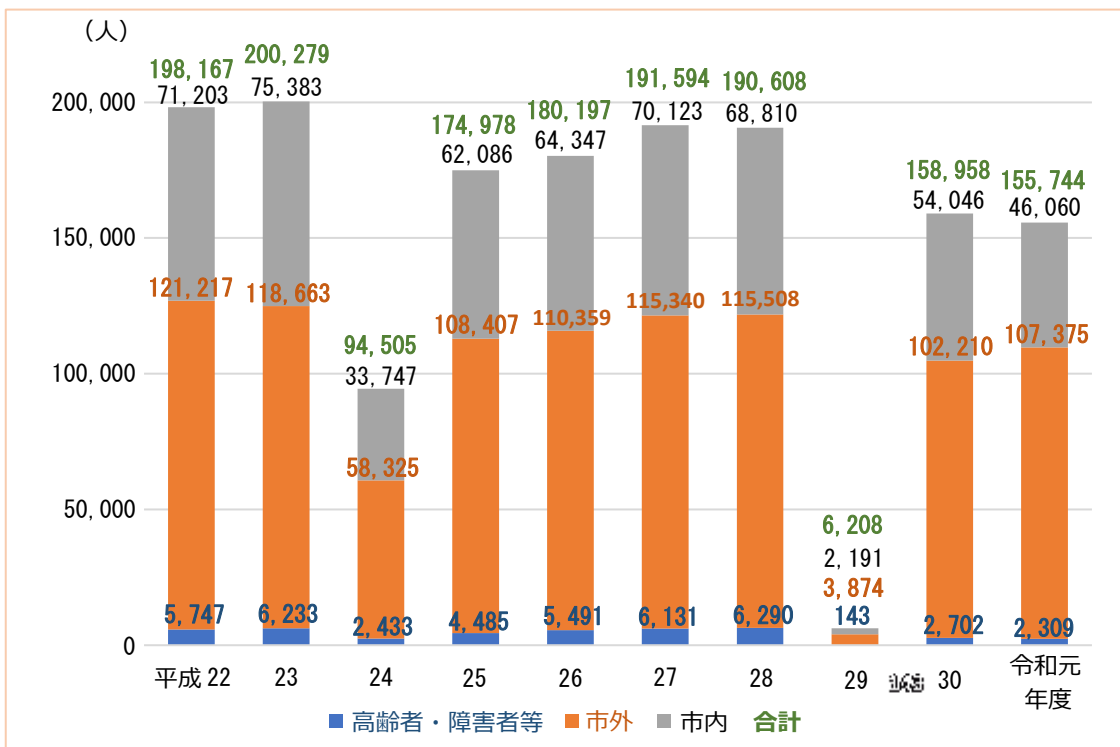
社会の成熟に伴う余暇時間の増加や価値観の多様化、交通網の整備等により、観光・レジャーに対する市民ニーズが高まっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。市内外の多くの人に利用され、本市の重要な観光資源である村山温泉「かたくりの湯」は、景気動向や周辺類似施設の影響を受け、入場者数は減少傾向にありますが、平成 29 年に行った大規模改修以降は、市外の方の利用が増加に転じています（図 5-3 参照）。

また、都立公園最大の面積を誇り、多様な地形・自然を残す狭山丘陵における野山北・六道山公園は、里山民家など多様な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。

さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています（表 5-7 参照）。

今後は、新たに設立した観光まちづくり協会などと連携し、市内の自然や文化、産業、人材などの地域資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

図 5-3 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）



(注)入場者区分は料金の区分による

(注)平成 24 年度は 4 月から 9 月まで、平成 29 年度は 4 月から 2 月まで、それぞれ大規模改修工事のため休館

出典 産業観光課資料

表 5-7 農産物直売所一覧

(令和2年4月1日現在)

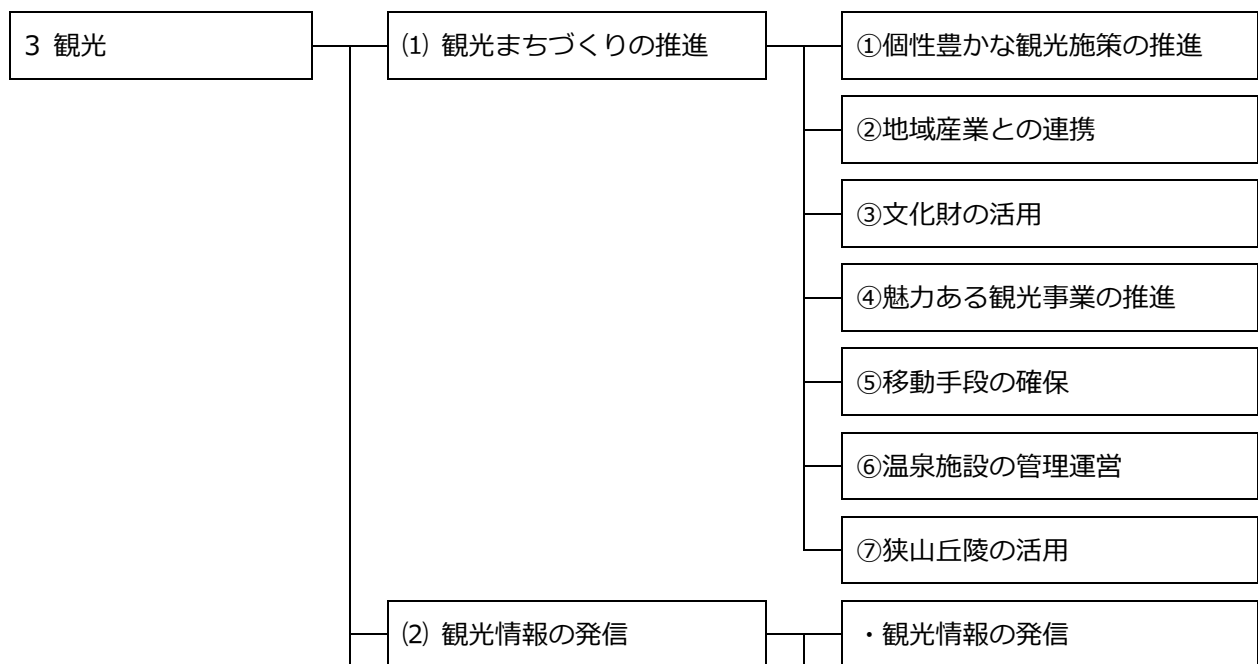
販売品種別		件数	備考
野菜	東部地区	9	野菜全般
	中部地区	10	野菜全般
	西部地区	15	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		6	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典 産業観光課資料

基本方針


市民をはじめ市外からの来訪者を確保することにより新たな市のにぎわいの創出を目指すため、観光まちづくり協会と連携し、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）周辺を憩いの核として、交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

施策の体系・内容




(1) 観光まちづくりの推進

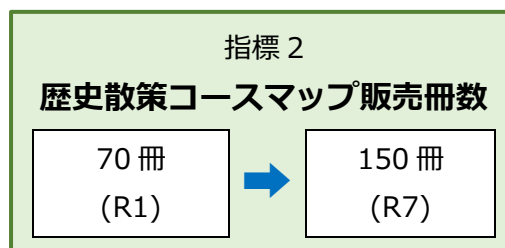
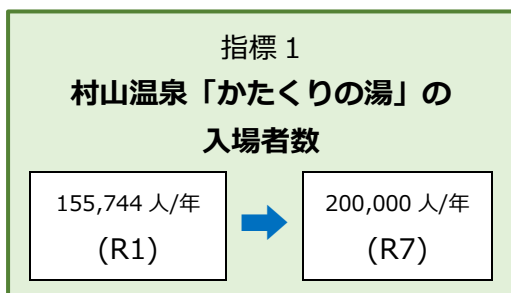
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 個性豊かな観光施策の推進	<p>狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源を生かし、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。</p> <p>また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺の都市など、周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光ルート設定等の仕掛けづくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○村山温泉「かたくりの湯」周辺を核とした観光ルートの設定 ○道の駅の整備に関する研究 ○(仮称)産業振興ビジョンの策定 	産業観光課	
② 地域産業との連携	<p>市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ブランド認証事業の実施 ○武蔵村山直売マップの作成 	産業観光課	
③ 文化財の活用	<p>歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎歴史散策コースの普及・啓発 	文化振興課	
④ 魅力ある観光事業の推進	<p>観光事業の一環として、恒例となった観光納涼花火大会等の内容を充実します。</p> <p>また、観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎観光まちづくり協会と連携した事業の検討 ○ひまわりガーデンの開園 ○観光納涼花火大会の開催 ○市民まつり（村山デエダラまつり）の開催 	産業観光課	
⑤ 移動手段の確保	<p>市外からの観光客を誘致するため、バス交通の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの早期延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○バス事業者等との調整 ○バス路線等の検討 ○多摩都市モノレール延伸の促進 	交通企画・モノレール推進課	
⑥ 温泉施設の管理運営	<p>温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などによる利用者に満足いただける運営に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者自主事業の支援 ○温泉施設の改修 	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑦ 狭山丘陵の活用	狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、引き続き公園整備を東京都に要請します。		
	○ 強靱化 都立公園整備の要請	都市計画課	

(2) 観光情報の発信

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・ 観光情報の発信	気軽に出かけられる日帰り型の観光地として、知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、大規模商業施設内の集客性を生かした情報館「えのき」を活用した広報や、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信や提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。		
	○ 武蔵村山直売マップの作成 ○ 観光マップの作成 ○ 観光情報発信手段の充実 ◎ SNS等を活用した観光情報の配信	産業観光課・ 秘書広報課	

成果指標



第2節 景観

1 都市景観

■ 現状と課題

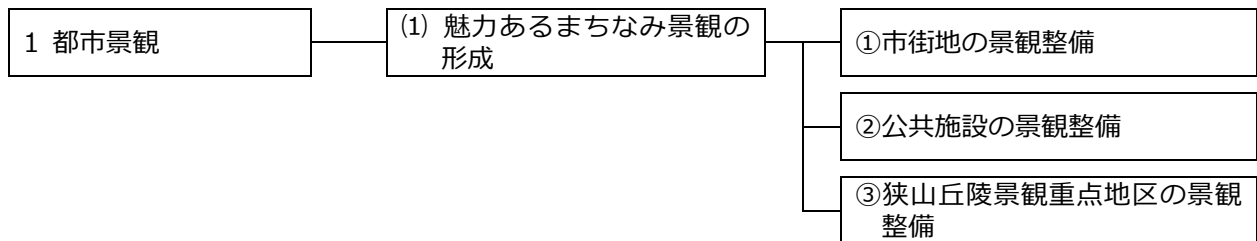
まちづくりにおいては、経済性、効率性だけではなく、成熟した社会にふさわしい良好な景観の形成が重視されています。

本市においても、みどり豊かな狭山丘陵の自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性を生かした魅力あるまちなみの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。


■ 基本方針



市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

■ 施策の体系・内容

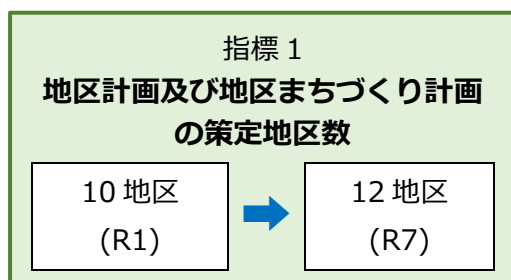


(1) 魅力あるまちなみ景観の形成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①市街地の景観整備	道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅とあわせて検討を行います。 また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。		
	○ 強靱化 地区計画制度等の活用	都市計画課	
	○ 強靱化 まちづくり条例の運用		
	○ 強靱化 無電柱化の推進	都市計画課・ 道路下水道課・ 区画整理課	
○違反広告物撤去の推進	道路下水道課		

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 公共施設の景観整備	地域の拠点となる公共施設の整備に当たっては、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。		
	○ 強靱化 周辺環境と調和した公共施設の整備	関係各課	
③ 狭山丘陵景観重点地区の景観整備	市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。 また、まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。		
	○ 狭山丘陵の保全 ○ 強靱化 まちづくり条例の運用	都市計画課	

成果指標



2 水とみどりのネットワーク

■ 現状と課題

河川は、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の二つの河川を中心に、それらの支流として横丁川、久保の川、入谷川、谷戸川等が流れています（図 5-4 参照）。

残堀川沿いの空間については、歩道・自転車道や親水緑地広場等が整備されています。また、空堀川についても、美しい水辺環境の形成を図るため、河川や川沿いの遊歩道等の整備について、東京都に要請を行っています。

しかしながら、流域の市街化の進展による河川への雨水流入量の減少などによって、平常時に流水が枯れてしまうなど、豊かな水辺環境の保全に向けた課題があります。

今後も、残堀川、空堀川については、治水上の安全性の確保や市民の身近な親水空間としての、緑化の推進や多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川については、水量確保等の対策を検討し、水辺環境の保全に努める必要があります。

図 5-4 河川・残堀川親水緑地広場の位置図

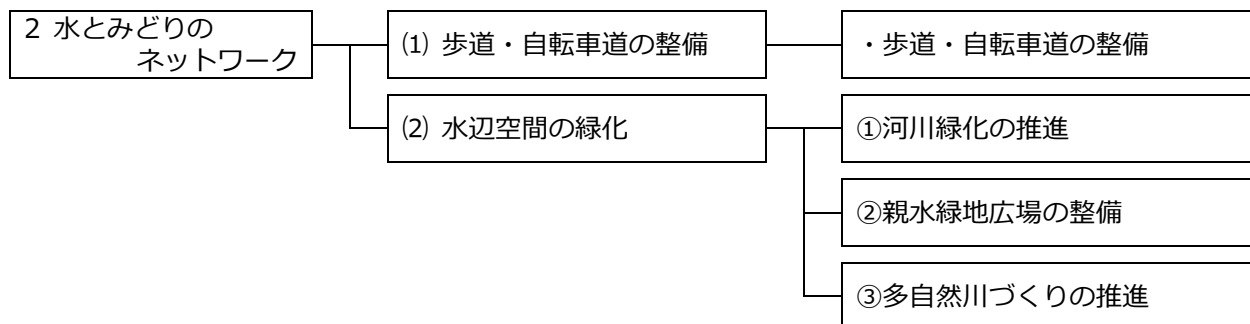


出典 環境課・道路下水道課資料


■ 基本方針

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。



■ 施策の体系・内容




(1) 強靱化歩道・自転車道の整備

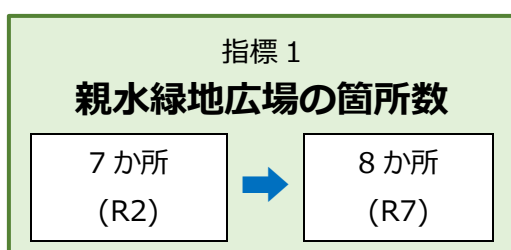
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・歩道・自転車道の整備	みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。		
	○歩行者・自転車道の維持管理	道路下水道課	

(2) 水辺空間の緑化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①河川緑化の推進	残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修にあわせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。		
	○強靱化河川の適正な維持管理	環境課・道路下水道課	
②親水緑地広場の整備	空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。		
	○強靱化空堀川の親水広場設置要望	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③多自然川づくりの推進	<p>残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。</p> <p>また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。</p>		
	○残堀川、空堀川におけるビオトープ(*27)化の要望	環境課	

成果指標



(*27)ビオトープ：多様な動植物が生息できる環境を整備した場所

第3節 環境

1 自然環境

■ 現状と課題

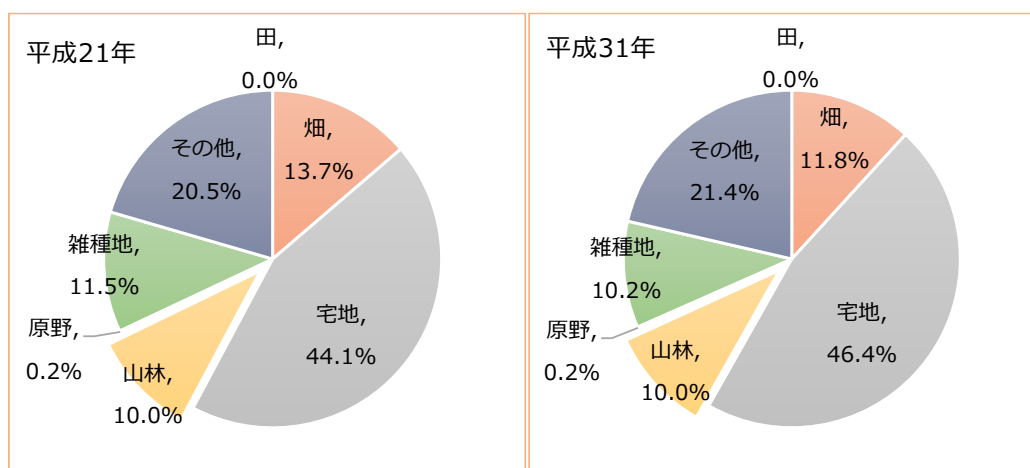
本市は、みどり豊かな狭山丘陵、農地や樹林地に囲まれた都市として発展してきましたが、急激な市街地開発による宅地の増加に伴い畑などの減少が見られます。

しかし、狭山丘陵の大部分は、「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています。また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去10年間の変化を見ても、山林面積の割合はほとんど変化が見られません（図5-5、表5-8参照）。

これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も東京都等と連携して保全に努めるとともに、市民の狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性の認識を高め、保全意識を醸成する必要があります。

図5-5 地目別土地利用面積の比較

(各年1月1日現在)



出典 課税課資料

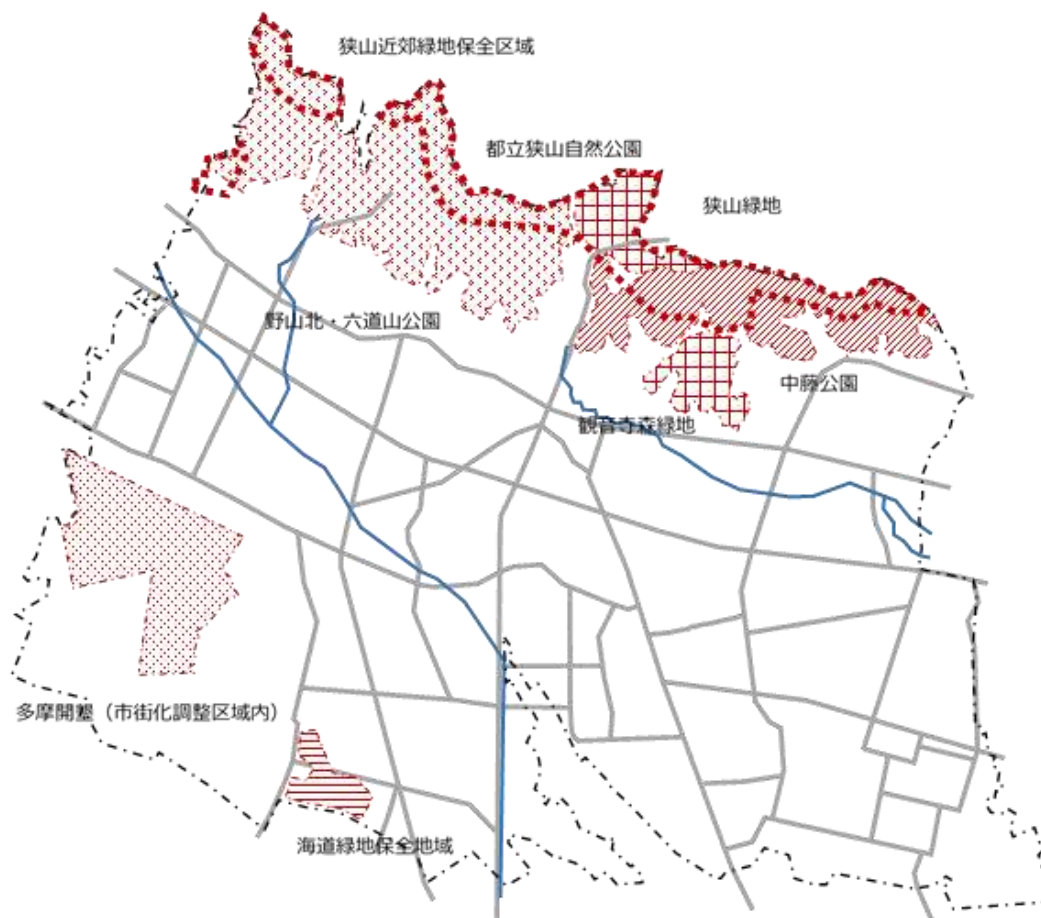
表5-8 広域公園等一覧

(令和2年3月31日現在)

区分	名称	所在地	面積	区域全体(参考)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20ha	260.00ha
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70ha	
緑地	観音寺緑地	中藤二丁目他	15.75ha	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52ha	365.32ha
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10ha	1607.00ha
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00ha	775.00ha
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67ha	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46ha	

出典 産業観光課・都市計画課資料

図 5-6 広域公園等位置図

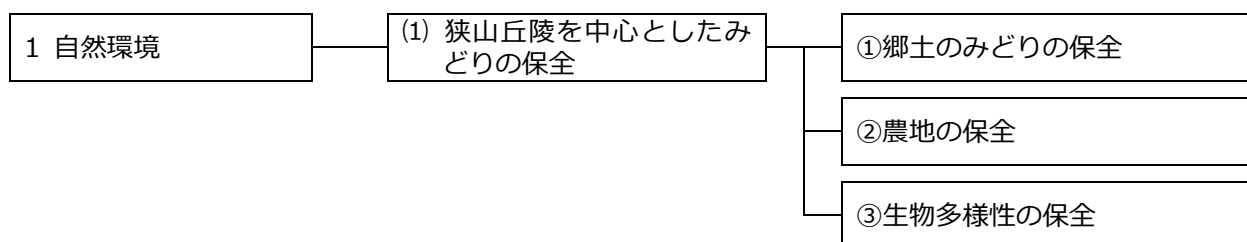


出典 都市計画課資料

基本方針

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

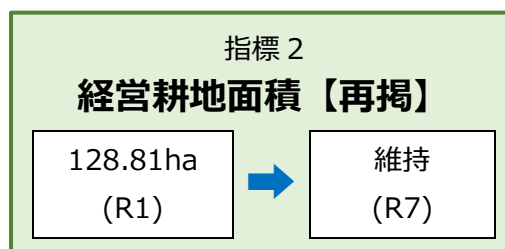
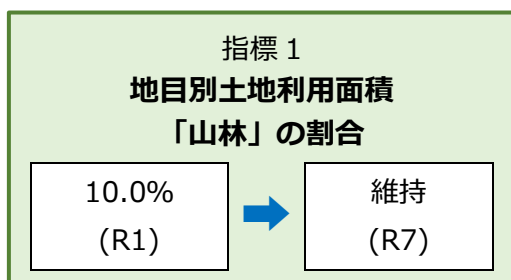
施策の体系・内容



(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 郷土のみどりの保全	市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○緑確保の総合的な方針の推進 ○樹林等の保全奨励 ○第二次みどりの基本計画の推進 	環境課	
② 農地の保全	保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農地保全支援プロジェクトの推進 ○体験型市民農園の推進 ○援農ボランティアの育成 ○市街化調整区域内農地の利用促進 ○強靱化生産緑地の保全 	産業観光課 都市計画課	
③ 生物多様性の保全	人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性を考慮したみどりの保全を推進します。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性地域戦略の策定 ◎害獣の防除 	環境課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化狭山丘陵の保全 ○自然観察会の実施 	都市計画課 文化振興課	

成果指標



2 公園・緑地

■ 現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が野山北・六道山公園及び中藤公園の公有地化を進め、整備を推進しています。

また、観音寺森緑地は、一部公有地化が図られています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が 22 か所(124.72ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約 8.1%、人口 1 人当たりの公園面積は、令和 2 年 3 月 1 日現在で、約 17.2 m²となります(表 5-9、図 5-7 参照)。

緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約 31.27ha であり、その他の広場等は、令和 2 年 4 月 1 日現在で、児童遊園 48 か所(約 2.86ha)、運動広場 9 か所(約 1.13ha)、地域運動場 3 か所(約 1.19ha)、残堀川親水緑地広場 7 か所(約 1.52ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化していることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備や適切な維持管理、機能の向上を図る必要があります。

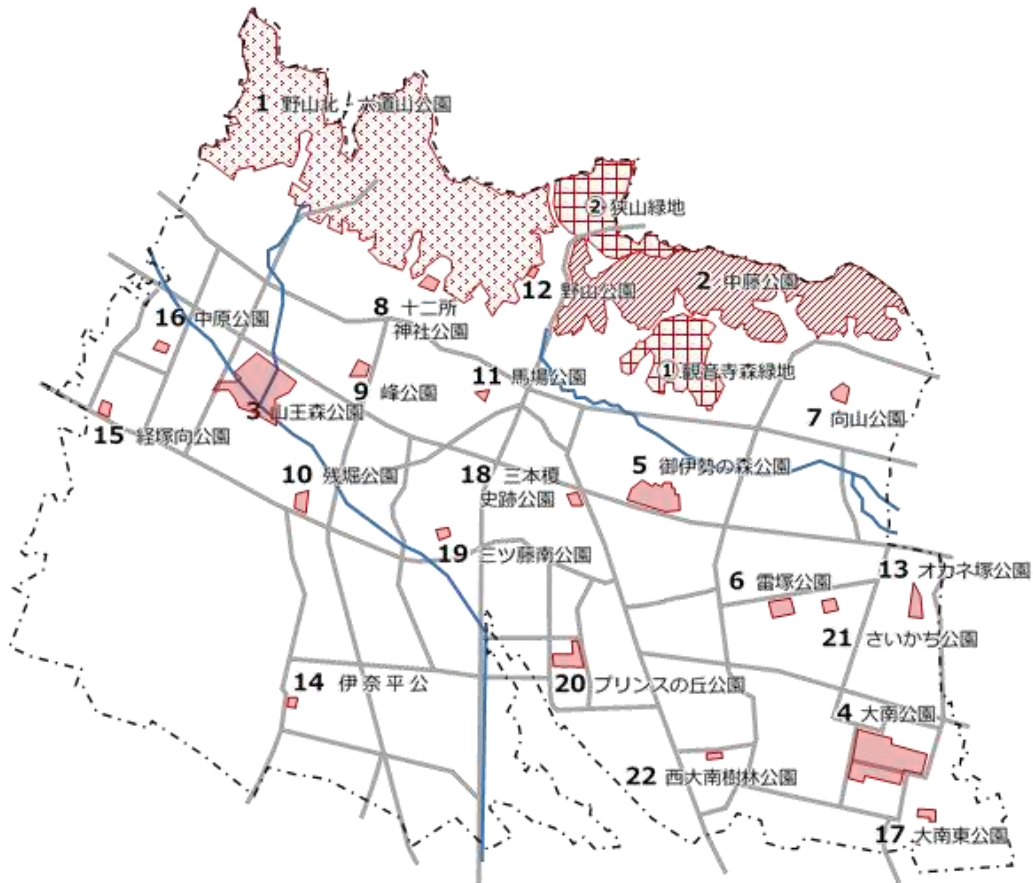
表 5-9 公園・緑地一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)	種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)
広域公園	1	野山北・六道山公園	130.20	106.92	その他の公園	18	三本榎史跡公園	-	0.11
	2	中藤公園	57.70	4.54		19	三ツ藤南公園	-	0.21
	計		187.90	111.46		20	プリンスの丘公園	-	0.99
総合公園	3	山王森公園	7.10	0.59		21	さいかち公園	-	0.95
	4	大南公園	7.70	5.49		22	西大南樹林公園	-	0.18
	計		14.80	6.08		計		-	2.44
近隣公園	5	御伊勢の森公園	3.30	-		公園合計		215.34	124.71
	6	雷塚公園	2.10	2.29	緑地	①	観音寺森林地	15.75	-
	7	向山公園	1.10	0.15		②	狭山緑地	15.52	-
	8	十二所神社公園	1.40	0.05		計		31.27	-
	9	峰公園	1.00	-	(注)計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す (注)開園面積は実測誤差を考慮				
計		8.90	2.49						
街区公園	10	残堀公園	0.75	-					
	11	馬場公園	0.26	-					
	12	野山公園	0.55	0.07					
	13	オカネ塚公園	0.96	0.96					
	14	伊奈平公園	0.28	0.27					
	15	経塚向公園	0.25	0.25					
	16	中原公園	0.40	0.40					
	17	大南東公園	0.29	0.29					
計		3.74	2.24						

出典 環境課・都市計画課資料

図 5-7 公園・緑地位置図

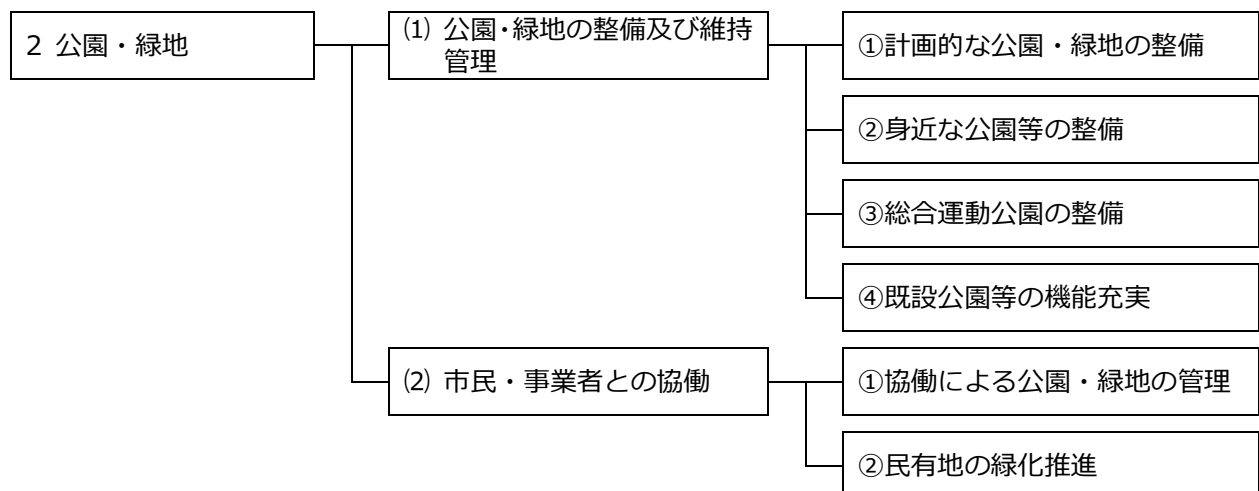


出典：環境課・都市計画課資料

基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。


施策の体系・内容




(1) 公園・緑地の整備及び維持管理

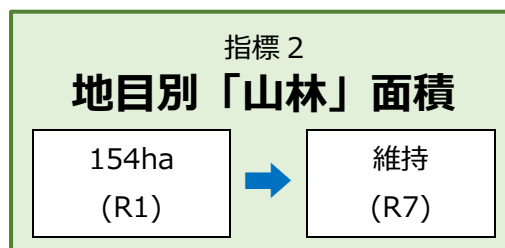
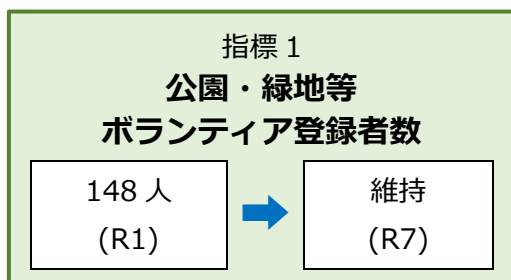
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 計画的な公園・緑地の整備	<p>公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。</p> <p>また、東京都及び区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、みどりの保全に努めます。</p> <p>さらに、老朽化が進む遊具等の公園施設の長寿命化を図り、事業費の平準化や維持管理コストの縮減を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の緑化推進 ○緑確保の総合的な方針の推進 ○強靱化公園施設長寿命化計画の推進 ○強靱化公園・緑地の計画的な整備 	環境課	
② 身近な公園等の整備	<p>子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、都市公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。</p>		
	○ 強靱化 身近な公園・緑地の計画的な整備	環境課	
③ 総合運動公園の整備	<p>総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園として、整備を促進します。</p>		
	○ 強靱化 野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課・スポーツ振興課	
④ 既設公園等の機能充実	<p>既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン等への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。</p>		
	○遊具等の更新	環境課	

(2) 市民・事業者との協働

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 協働による公園・緑地の管理	<p>公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。</p>		
	○公園・緑地等ボランティア制度の推進	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 民有地の緑化推進	住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するために、グリーンヘルパー制度の推進により地域の身近なみどりの実践指導を行う等、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林等の保全 ○グリーンヘルパー制度の推進 ◎ 強靱化 市民との協働による公園、緑道及び緑地帯の管理 	環境課	

成果指標



3 地球温暖化対策

■ 現状と課題

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「第二次環境基本計画」では望ましい環境の保全と創出に向けて 5 つの施策の柱を掲げています。また、計画の推進に当たっては市・市民・事業者がそれぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することを求めています。

計画の中で地球温暖化対策については「みどり等との共生」、「エネルギーの有効利用の推進」、「環境行動・教育の推進」に関連する取組ごとに推進することとしています。

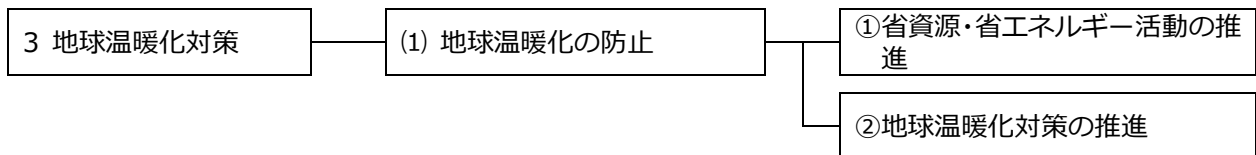
また、本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、平成 19 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務及び事業の単一身に際して、温暖化を防止する取組を開始しました。現在は「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や、低公害車・電気自動車の導入などに努め、地球温暖化の防止に取り組んでいます。

今後も、地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、行政運営における地球温暖化対策を一層進めていく必要があります。


■ 基本方針


低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

■ 施策の体系・内容

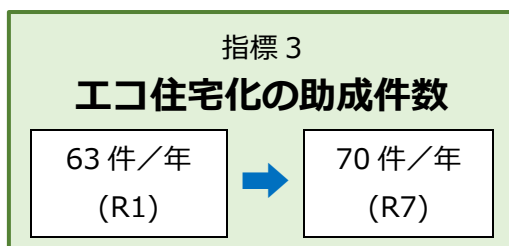
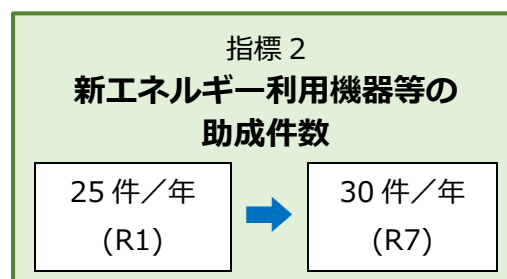
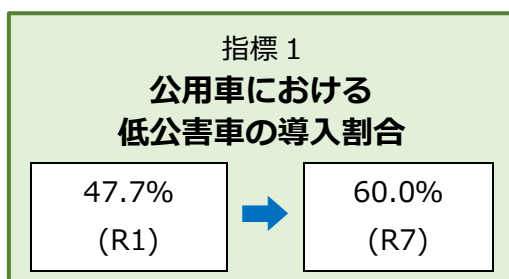


(1) 地球温暖化の防止

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 省資源・省エネルギー活動の推進	低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、様々な情報提供、啓発活動及び支援を推進します。 ○省資源・省エネルギー活動のPR ○再生可能エネルギー活用の推進 ○エコドライブの普及啓発	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②地球温暖化対策の推進	市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。 また、市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。 さらに、補助制度によって、エコ住宅化への改修工事等を促進します。		
	○環境行動指針を通じた意識啓発	環境課	
	○ 強靱化 新エネルギー利用機器等設置費の補助	産業観光課	
◎ 強靱化 エコ住宅化の補助			

成果指標



4 公害対策・環境美化

■ 現状と課題

公害対策や環境美化を推進するため、各地域で環境調査を実施し、環境指標等を超えていないか、様々な環境指標について監視を行っています（図 5-8 参照）。

大気中の二酸化窒素(*28)濃度は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、いずれの地点も環境基準（0.06ppm）を下回っています。

河川の水質汚濁については、平成 27 年度から令和元年度の残堀川や空堀川の BOD(*29)濃度の推移を見ると全ての地点において環境基準（残堀川は 3mg/L 以下、空堀側は平成 28 年度までは 10mg/L 以下、平成 29 年度以降は 2mg/L 以下）を下回っています。

道路交通騒音については、平成 27 年度から令和元年度の主要幹線道路環境調査の結果、要請限度（昼 75dB 以下、夜 70dB 以下）を下回っています。

航空機騒音については、いずれも環境基準（Lden57dB 以下）を下回っています。

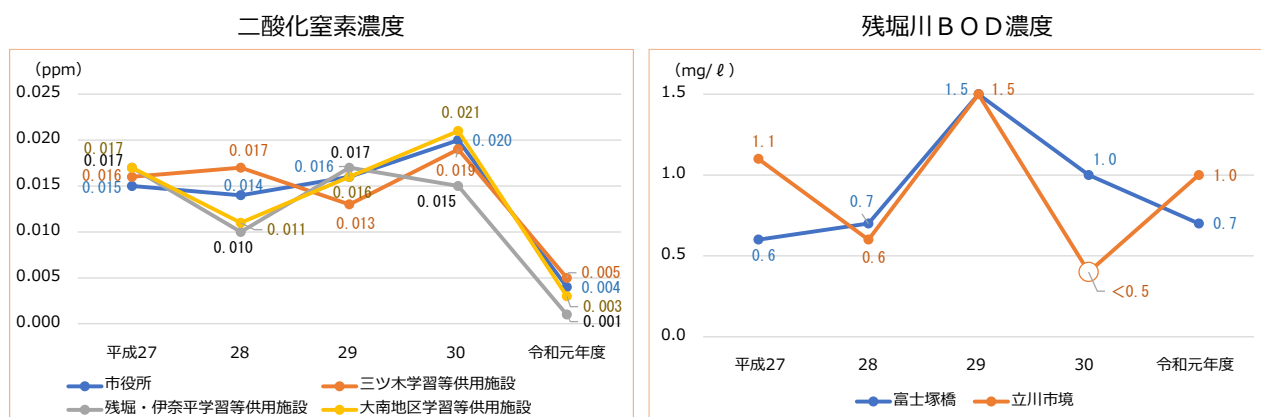
ダイオキシン類に関しては、平成 28 年度までは一般大気と河川水質について調査を実施しておりましたが、継続して環境基準を下回り、上昇傾向も見られないことから、現在は調査を中止しています。

道路や航空機の騒音への対応だけでなく、近年の住宅過密化によって、日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルールの周知を図る必要があります。

環境美化については、市民との協働により、美化運動や清掃活動に取り組んでいますが、依然として狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目に付きにくい場所への不法投棄のほか、空き缶・吸い殻等のポイ捨てやペットのふんの放置などが散見されるため、引き続きそれらを防止するための啓発看板の設置・配布や、パトロール等を実施します。

今後も、市民や事業者、関係機関、周辺市町と連携を図り、公害対策や環境美化についての対策を推進するとともに、公害の影響を未然に防ぐため、調査・監視体制を充実する必要があります。

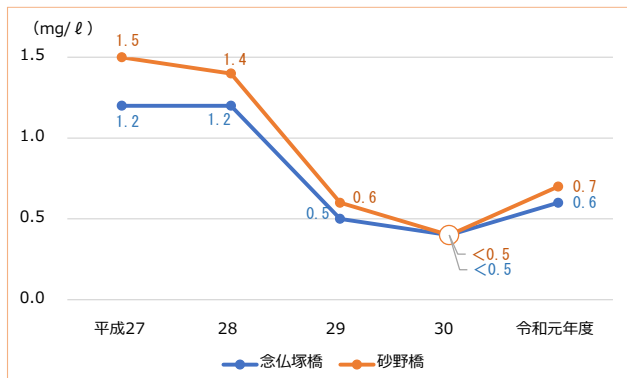
図 5-8 環境指標の推移



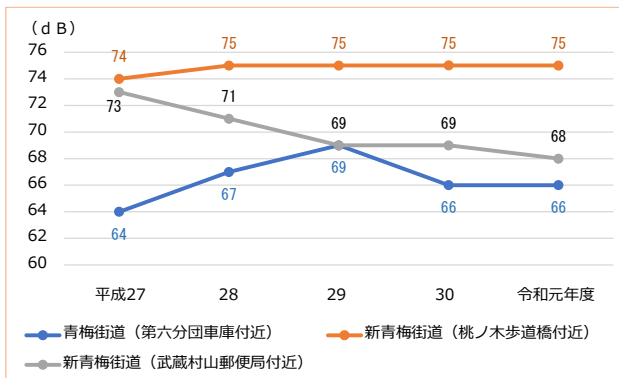
(*28)二酸化窒素：自動車や工場の排出ガスから発生する、呼吸器に影響を与える有害物質

(*29) BOD：水中の有機物等の量を示す指標。値が高いと水の濁りや悪臭などの原因となる。

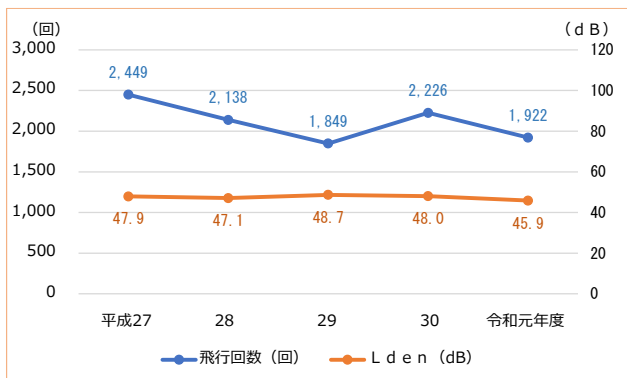
空堀川BOD濃度



道路交通騒音



横田基地航空機騒音 (第十小学校)

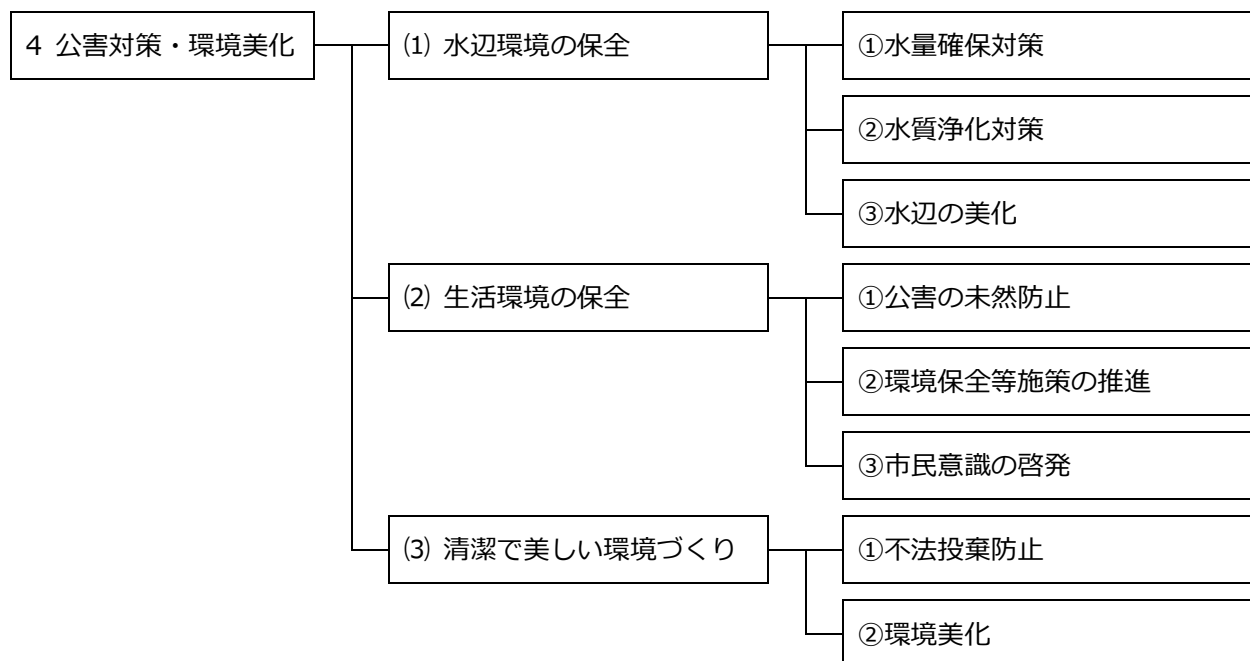


出典：環境課資料

基本方針

環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。


施策の体系・内容






(1) 水辺環境の保全



項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 水量確保対策	河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働き掛け、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。		
	○湧水の保全	環境課	
	○ 強靱化 関係機関との連携	環境課・都市計画課	
	◎ 強靱化 雨水浸透施設等の設置費用補助	道路下水道課	
② 水質浄化対策	河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定のA類型を維持できるよう、引き続き、環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。		
	○水質調査の実施	環境課	
③ 水辺の美化	周辺自治会等と協働して、美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに、河川環境の維持・保全に努めます。		
	○残堀川クリーンアップ作戦の実施	環境課・道路下水道課	

(2) 生活環境の保全

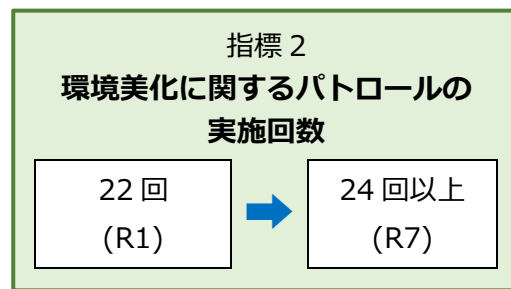
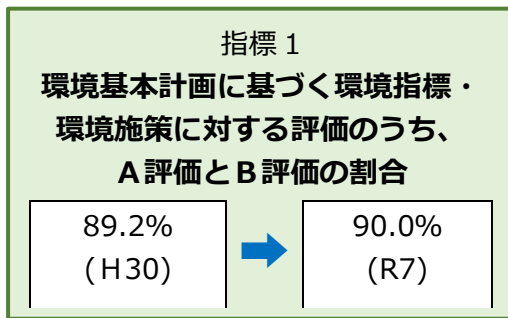
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 公害の未然防止	事業者等に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。 また、地域住民や関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。		
	○環境調査の実施	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
② 環境保全等施策の推進	人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを推進します。 また、近年問題となっている、外来生物をはじめとした害獣への対応に取り組みます。		
	<input type="checkbox"/> 強靱化 地球環境保全に係るポスター及び標語コンクールの実施 <input type="checkbox"/> 生物多様性地域戦略の策定 <input checked="" type="checkbox"/> 外来生物等の害獣への対応	環境課	
③ 市民意識の啓発	空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上を図るとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化に取り組みます。 また、広報紙や里山体験施設を活用した環境教育に取り組み、生活に身近な環境を保全する意識啓発と知識の普及に努めます。		
	<input type="checkbox"/> 環境に関するイベントの開催 <input type="checkbox"/> 環境美化に関するパトロールの実施 <input checked="" type="checkbox"/> 啓発看板の設置・配布	環境課	
	<input type="checkbox"/> 自然観察会の実施	文化振興課	

(3) 清潔で美しい環境づくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 不法投棄防止	パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を働きかけます。 また、警察等の関係機関との連携体制を強化し、不法投棄を防ぐための監視を引き続き実施します。		
	<input type="checkbox"/> 不法投棄の監視やパトロールの充実 <input type="checkbox"/> 不法投棄防止の啓発活動	ごみ対策課・ 環境課・ 道路下水道課	
② 環境美化	市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進する指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。		
	<input type="checkbox"/> 自主的な環境活動の支援 <input type="checkbox"/> クリーン作戦の実施 <input type="checkbox"/> 指導者育成の支援	ごみ対策課・ 環境課	

成果指標



第6章 計画の推進に向けて

第1節 行政運営

第2節 財政運営

第3節 広域行政

本章の概要

社会経済情勢が変化を続ける中、市民の行政サービスに対する需要は複雑かつ多様化してきており、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには、効率的かつ効果的な行政運営が不可欠です。

自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、限りある財源の有効活用を図るなど、財源の確保に向けた取組を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、対面を避けることができる、インターネットを活用したオンラインによる手続の拡充等が求められていることから、新しい日常や生活様式に対応可能な、情報通信技術を活用した市政運営の方策を検討します。

第1節 行政運営

効率的かつ効果的な行政運営を計画的に推進するため、市政への市民の参加を促進し、市民や事業者との連携や協力を進め、市民サービスの向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、迅速に対応できるよう、国や東京都の動向を注視し、各種施策に取り組みます。

第2節 財政運営

各種施策や事務事業について、行政評価制度等を活用して計画的かつ効率的な財政運営に取り組みます。

また、市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進し、持続可能な行政運営に努めます。

第3節 広域行政

市民サービスの向上と行政運営の効率化に向けて、他の自治体との広域的な連携を推進します。

また、廃棄物やし尿処理、火葬事業などの一部事務組合方式で取り組んでいる事業については、運営体制の強化等に努めます。

第1節 行政運営

■ 現状と課題

現在、国では地方分権改革が推進されており、国から地方、都道府県から市町村への事務・権限の委譲や、義務付け・枠付けの見直し等が進められてきました。これにより、地方公共団体は自らの判断と責任において、地域の実情に沿った施策を展開しています。

また、社会経済情勢の変化に伴い、行政に求められるサービスは複雑かつ多様化する反面、財政状況は厳しさを増しています。これらに対応し、活力に満ちた地域社会を形成していくためには、市民参加による計画的かつ効率的、効果的な行政運営が不可欠です。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式の実現が求められており、働き方や教育、経済等の様々な分野で、変革が進んでいます。

地域住民が手を取り合い、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために、情勢の変化を的確にとらえ、計画的に行政運営を推進する必要があります。

■ 基本方針

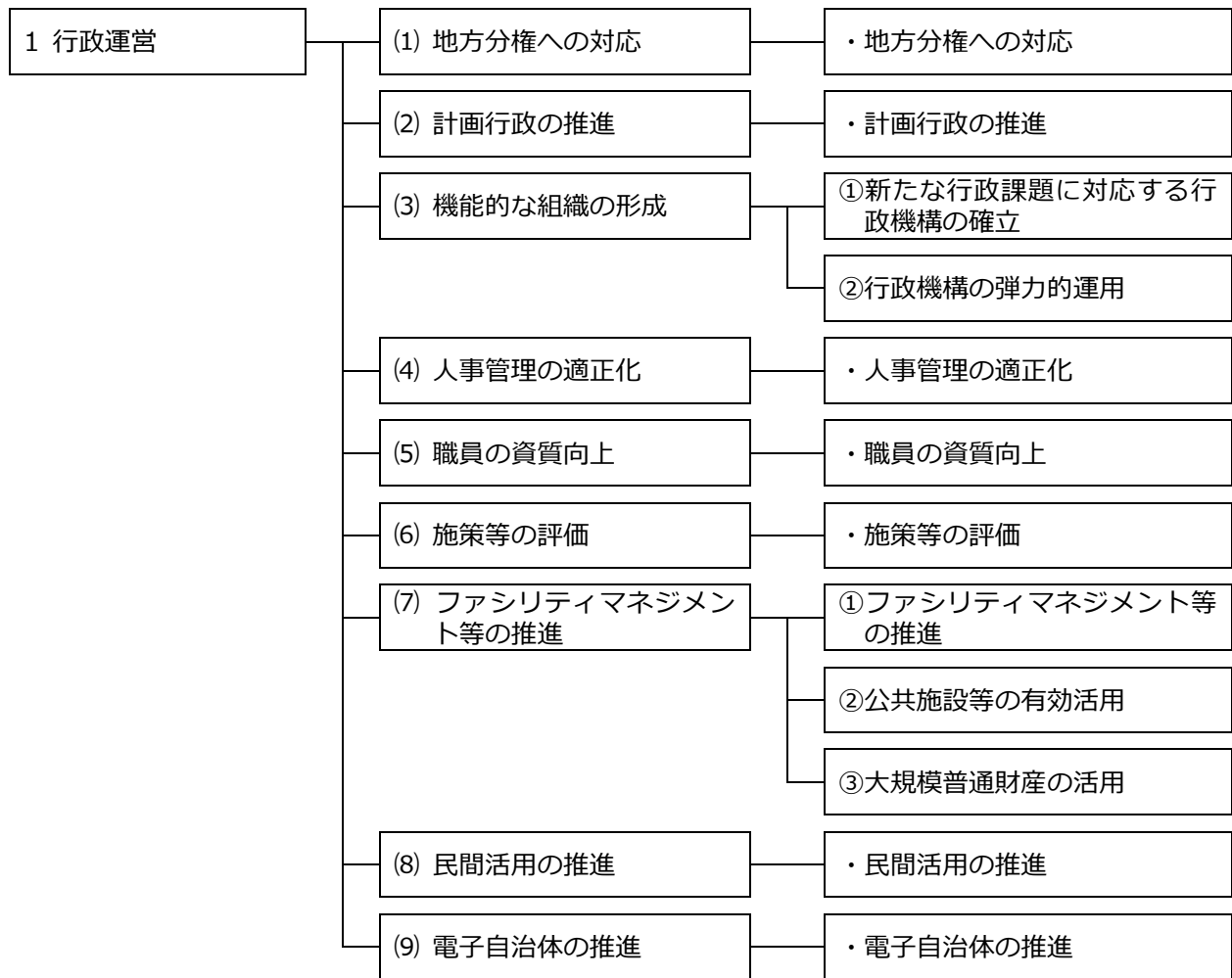
様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者、市の連携と協力を進め、分権型社会にかなったまちづくりを進めるほか、計画的な行政運営に努めます。

さらに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を的確にとらえ、持続可能なまちづくりを目指して行政運営を推進します。

あわせて、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を目的に、ICTの有効活用を検討します。


■ 施策の体系・内容





(1) 地方分権への対応

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・地方分権への対応	地方分権に的確に対応し、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、市民が住んでよかったと実感できる、分権型社会にふさわしいまちづくりを進めます。		
	○東京都からの事務権限移譲への対応等	行政経営課・関係各課	16 持続可能なまちづくりを推進


(2) 計画行政の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 計画行政の推進	<p>各種施策や事業を計画的・効率的に執行するため、基本計画と実施計画の連動及び実施計画と予算編成の連動を図ります。</p> <p>あわせて「行政改革大綱」に基づく事務事業の見直しや、行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。</p>		
	○ 強靱化 「長期総合計画」の推進	企画政策課	
	○ 「実施計画」の策定・推進		
	○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進	関係各課	
	○ 個別事業計画の策定・推進		
	○ 「行政改革大綱」の推進	行政経営課	
○ 主要事業の進行管理	行政経営課・ 関係各課		


(3) **強靱化**機能的な組織の形成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 新たな行政課題に対応する行政機構の確立	<p>行政需要の変化に応じ、組織の再編や整理統合を図るなど、行政機構の簡素化・効率化を一層推進します。</p> <p>また、新しい日常や生活様式の実現が求められており、市民の生活やニーズの変化が想定されます。これらの変化に対応し的確な行政運営に努めるため、機能的な行政機構の確立を図ります。</p>		
	<p>○ 行政組織の見直し</p> <p>◎ 新しい日常や生活様式に対応した行政運営</p>	企画政策課・ 行政経営課	
② 行政機構の弾力的運用	<p>市民ニーズの高度化、多様化、複雑化や社会経済情勢の変化、随時発生する行政課題に対し柔軟かつ的確に対応するため、行政機構の弾力的な運用に努めます。</p>		
	<p>○ 行政課題等に対応した行政機構の弾力的な運用</p> <p>○ 必要に応じた横断的な組織の設置</p>	企画政策課・ 行政経営課	


(4) 人事管理の適正化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 人事管理の適正化	<p>効率的な行政運営を推進するため、適材適所の人事及び適正な定数管理に努め、執行体制の充実を目指します。</p> <p>また、職員が目的意識を持ち、能力を最大限に発揮できるよう、人事考課制度の着実な実行と効果的な活用により人事・給与制度全般の活性化を目指します。</p> <p>なお、人事考課制度の運用については、考課の公平性を担保し、職員が意欲を持って職務に励むことができるよう、適宜必要な見直しを行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○人事考課制度の実施 ○定員適正化計画の策定・推進 	職員課・行政経営課	




(5) 職員の資質向上

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 職員の資質向上	<p>職員の資質向上のため、職員一人一人のキャリア形成や専門性の向上に留意した計画的な人事異動を行うとともに、他団体への派遣・交流の充実、コスト意識を重視した研修の推進、職員自己啓発助成制度の見直しなど、一層の意識改革と能力開発、そして、個々の能力が十分に発揮される職場環境づくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○「人材育成基本方針」に基づく人材育成施策の推進 ○「ハラスメント防止指針」の推進 ○各種研修の実施 	職員課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティ研修の実施 ○職員提案制度の推進 	行政経営課	

(6) 施策等の評価


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 施策等の評価	<p>市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、施策及び事務事業の効果等を分析、検証するため、行政評価制度等の活用により、行政活動の不断の見直しを行います。</p>		
	○行政評価制度を活用した事務事業等の見直し	行政経営課	

(7) **強靱化** ファシリティマネジメント(*30)等の推進


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① ファシリティマネジメント等の推進	<p>「公共施設等総合管理計画」に基づき個別の施設ごとの具体的な対応方針を定めた「施設保全計画（個別施設計画）」に従い、公共施設等の計画的な維持管理、更新、長寿命化を実施することにより、財政負担の平準化を図ります。</p> <p>また、公共施設等の集約化・複合化、統廃合により公共施設等の総量を抑制するとともに、最適な配置を実現します。</p> <p>さらに、適正な市民サービスの提供と防災拠点としての機能を持った施設として、施設や設備の適正な維持管理に努めるとともに、施設が抱える課題を把握し、効率的な運営を推進します。</p>		
	○「公共施設等総合管理計画」の推進	企画政策課	
	◎「施設保全計画」の推進	施設課	
	○公共施設の適正な維持管理と効率的な運営	関係各課	
② 公共施設等の有効活用	<p>未利用又は暫定利用中の公有財産を点検し、効率的、効果的な利用方法を検討するとともに、市での活用が見込めない場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。</p>		
	○公有財産の有効活用等	企画政策課	
③ 大規模普通財産の活用	<p>榎一丁目市有地については「立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画」で、市民サービスの向上に資する行政機能及び防災機能等の導入及び地域の防災性の向上を図りつつ、潤いのある良好な空間の創出に資するよう、防災機能をもつオープンスペース等として防災空地の導入が定められています。</p> <p>今後 10 年程度の間、榎一丁目市有地への市庁舎の移設及び行政サービス機能の集約化を図ります。</p>		
	<p>○行政機能等内容の検討</p> <p>◎市庁舎の移設及び行政サービス機能の集約化</p>	企画政策課	

(*30)ファシリティマネジメント：組織が持つ施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動

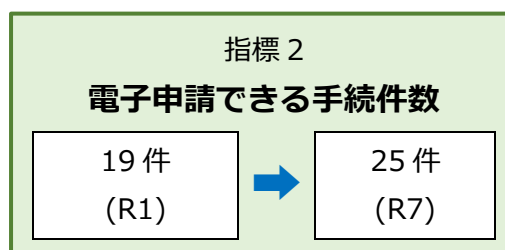
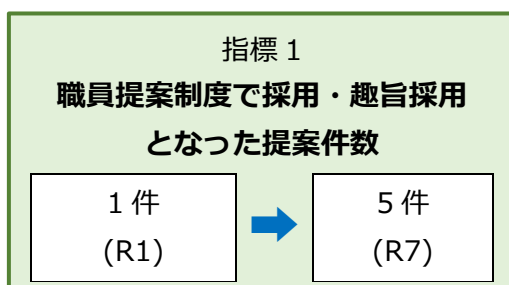
(8) 民間活用の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 民間活 用の推 進	サービスの安定的提供及び行政責任の確保に留意しつつ、民間委託の推進、指定管理者制度の活用等により、積極的に各種事業への民間活用の導入を推進します。 なお、公の施設の指定管理者制度の運用については、適切な管理運営を進めるため、適宜必要な見直しを行います。		
	○「公の施設の指定管理者制度の導入及び運用に関する指針」の推進	行政経営課	
	○学校給食センターの調理業務への民間活用の検討	学校給食課	

(9) 電子自治体の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 電子自 治体の 推進	ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。 また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用により、各種申請における添付書類の省略化の推進など、より効率的な市政運営を目指します。		
	○情報処理システムの全体最適化	行政経営課	
	○電子申請サービスの拡充		
	○文書管理システム導入の検討	文書法制課	
	○証明書等コンビニ交付システムの活用	市民課・課税課	
	○地方税電子申告システムの運用	課税課	
○個人番号カードの利活用の検討	行政経営課・関係各課		

成果指標



第2節 財政運営

■ 現状と課題

(内閣府が公表する最新の「世界経済の潮流」及び「月例経済報告」などを参考に記載予定)

こうした中、本市の財政は、新型コロナウイルス感染症がもたらした経済への影響等により、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の大幅な減少が見込まれる一方、社会構造の変化等による介護や高齢者医療、障害者自立支援等に係る経費が今後とも増大する見込みであり、引き続き厳しい財政環境にあります。

このような情勢を踏まえ、本市では、窓口利用時間の延長などによる市民サービスの向上や、自動電話催告システム、インターネット公売等を活用した各種収納対策を実施し、公平性や市民の利便性のある自主財源の確保に努めています。

少子高齢化の進展により、財政をめぐる環境は更に厳しさを増すことが予測され、歳入の減少が見込まれる中、老朽化する公共施設の長寿命化や再編等に適切に対応する必要があります。

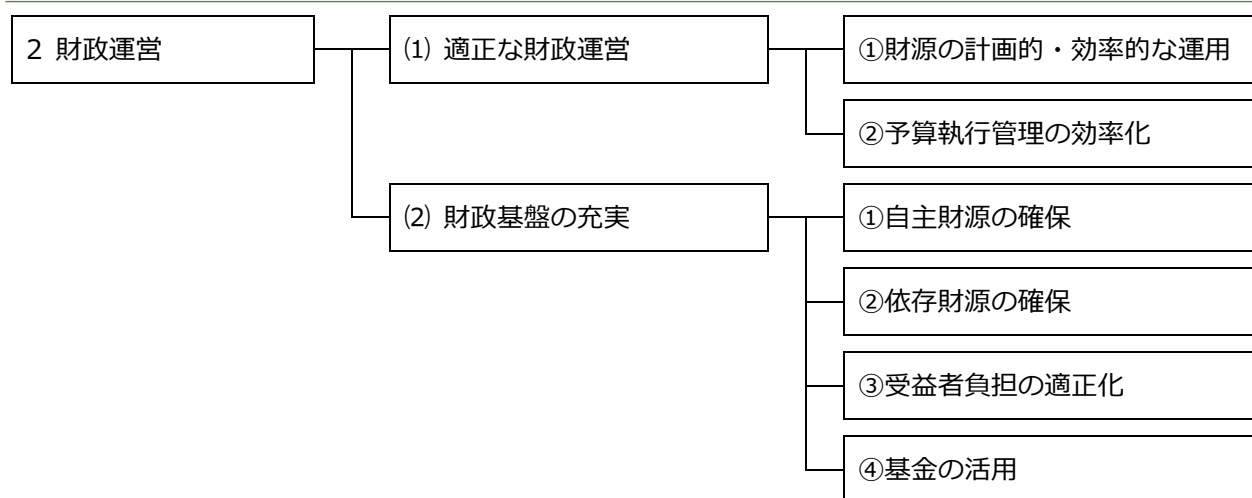
今後も、社会経済状況や地方財政制度の動きを的確に把握するとともに、統一的な基準による財務書類の活用など、持続可能な財政運営の確立に向けて、これを実現し得る組織体制や人材育成の視点を加えた対応を進める必要があります。

■ 基本方針



限りある財源を有効に活用するため、行政評価制度を活用しながら、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、経常的な事務経費については、施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費については、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

また、自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進していきます。


■ 施策の体系・内容



(1) 適正な財政運営

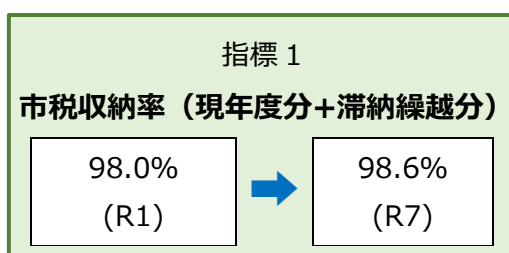
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 財源の計画的・効率的な運用	<p>限りある財源を有効に活用するため、経常的な事務経費については、施策や事務事業の見直しによる節減に努めるとともに、政策的経費については、実施計画と連動させた優先度の高い重点事業への財源配分を図り、財源の計画的・効率的な運用に努めます。</p> <p>また、財政運営の透明性を確保するため、統一的な基準による地方公会計制度の活用を図るとともに、財政状況を分かりやすくまとめた財政白書等を作成し、ホームページ、説明会等を活用して市民に公表します。</p>		
	○財政白書等の作成・公表	財政課	
	○統一的な基準による地方公会計制度の運用		
○ 強靱化 固定資産台帳の適正管理	企画政策課・関係各課		
② 予算執行管理の効率化	<p>効率的な予算の執行及び会計処理を行います。</p> <p>また、東京電子自治体共同運営協議会の電子調達システムについては、事務処理の迅速化・効率化を図るとともに、安価で高い技術とセキュリティを保持したシステムとするため、構成団体とのシステムの共同開発、共同運営を行います。</p>		
	○財務会計システムの更新	行政経営課・関係各課	
	○ 強靱化 東京電子自治体共同運営システムの運用		

(2) 財政基盤の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 自主財源の確保	<p>市税に対する納税者の信頼確保のため、引き続き納税の啓発や公平性の確保に努めるとともに、安定した財源の確保と納税者の利便性向上に資するため、個人住民税の特別徴収の推進に努めます。市税等の口座振替を推進するため、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスによる収納率の向上に努めます。</p> <p>また、文書催告や自動電話催告システムを効率的に行い、滞納事案の早期解決に努め、市税等の確保を図ります。</p> <p>さらに、文書催告については、新規にシステム改修を図り、納付書付催告書の導入について検討を行います。</p> <p>納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、ネットバンキングやモバイルバンキング及び金融機関のATMで納付ができる仕組みやスマートフォン決済アプリによる納付等の導入について検討を行います。</p> <p>さらに、自主財源の確保に関する他自治体の先進的な施策等を調査・研究します。</p>		
	○地方税電子申告システムの運用	課税課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
	○市税等収納対策の強化 ○口座振替の推進 ◎インターネット公売の活用	収納課	
	◎個人住民税の特別徴収の推進	課税課・ 収納課	
	○コンビニエンスストア収納の運用	課税課・ 会計課	
	○納付方法の多様化の検討	収納課・ 会計課	
	○公有財産の有効活用等	企画政策課	
	○ふるさと寄附(ふるさと納税制度)の推進	財政課	
	○新たな自主財源確保の調査・研究等	財政課・ 関係各課	
② 依存財源の確保	<p>国や東京都の補助制度の動向を的確に把握し、依存財源の適正な確保、効率的な活用を図るとともに、制度の改善を関係機関に要請します。</p> <p>また、地方債については、低利な資金の確保に努めるとともに、後年度負担が過度にならないよう計画的な運用に努めます。</p>		
	○財源措置の各課への要請 ○地方債の効率的な運用	財政課	
	○補助制度の有効活用	関係各課	
③ 受益者負担の適正化	<p>市民に行政サービスを提供する機会において、特別の受益関係が生じるときは、受益者負担の原則に立った適正な負担を求め、その確保に努めます。</p>		
	○各種使用料の検討 ○各種自己負担金の検討	関係各課	
	○各種事務手数料の検討	市民課・ 関係各課	
④ 基金の活用	<p>厳しい財政状況の中、地域の特色を生かしつつ、市民との協働による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、基金を充実するとともに、適正な管理と有効活用に努めます。</p>		
	○基金の充実	関係各課	
	○基金の適正な管理、運用	財政課・ 会計課	

成果指標



第3節 広域行政

■ 現状と課題

本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と接しており、交通機関や情報・通信手段の発達もあって、市民の日常生活や経済活動の範囲は、市域を越えて拡大しています。

今後、行政運営の効率化と市民サービスの更なる充実に取り組むためには、広域的な連携による行政運営などの検討を進める必要があります。

本市では、近隣自治体と図書館の相互利用を実施しているほか、一部事務組合方式により、廃棄物、し尿処理、火葬事業などを関係団体と共同で行っていますが、今後は、地方分権の進展により、事務の共同処理などの一層の広域行政を検討・推進する必要があります。

表 6-1 図書館相互利用の状況

区分		有効登録者数（人）	延貸冊数	備 考
武蔵村山 市民	登録先	立川市	930	市外の図書館の利用状況
		昭島市	90	
		東大和市	1,458	
		瑞穂町	319	
	合計	2,797	34,756	
立川市民	64	5,415	市内の図書館の利用状況	
昭島市民	13	1,820		
東大和市民	28	9,067		
瑞穂町民	13	923		
市外在住者合計	118	17,225		

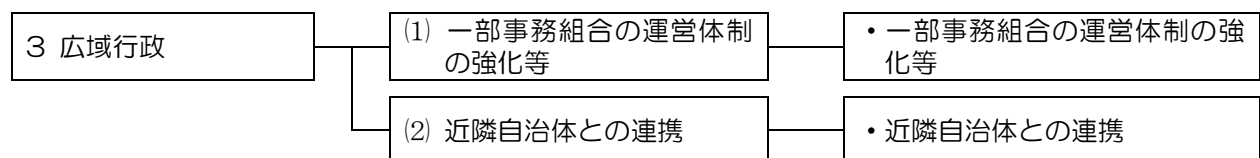
(注)登録者数は令和2年4月1日現在、延貸出数は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの点数

出典 図書館資料


■ 基本方針

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。


■ 施策の体系・内容



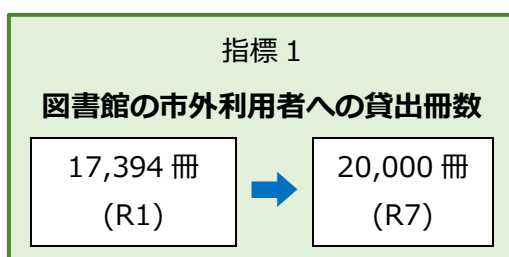
(1) 一部事務組合の運営体制の強化等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 一部事務組合の運営体制の強化等	<p>高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して、本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。</p> <p>また、一部事務組合が市民の身近な存在となるようにPRに努めます。</p>		
	○3市共同資源化事業の推進	ごみ対策課	
	○ 強靱化 一部事務組合の体制強化	関係各課	

(2) 近隣自治体との連携

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 近隣自治体との連携	<p>市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や交通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減と利便性の向上を図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めます。</p> <p>また、地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。</p>		
	○事務の共同処理の検討	企画政策課	
	○多摩・島しょ広域連携活動事業の推進		
	◎図書館の相互利用をホームページ等でPR	図書館	
	○ 強靱化 文教施設の相互利用の検討	文化振興課	
	◎ 強靱化 関係自治体との連携	道路下水道課	
	○ 強靱化 東京電子自治体共同運営システムの運用	行政経営課	

成果指標



第7章 国土強靱化地域計画

第1節 国土強靱化地域計画

- 1 国土強靱化の概要
- 2 脆弱性の評価
- 3 強靱化に向けた取組

第1節 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の概要

■ 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

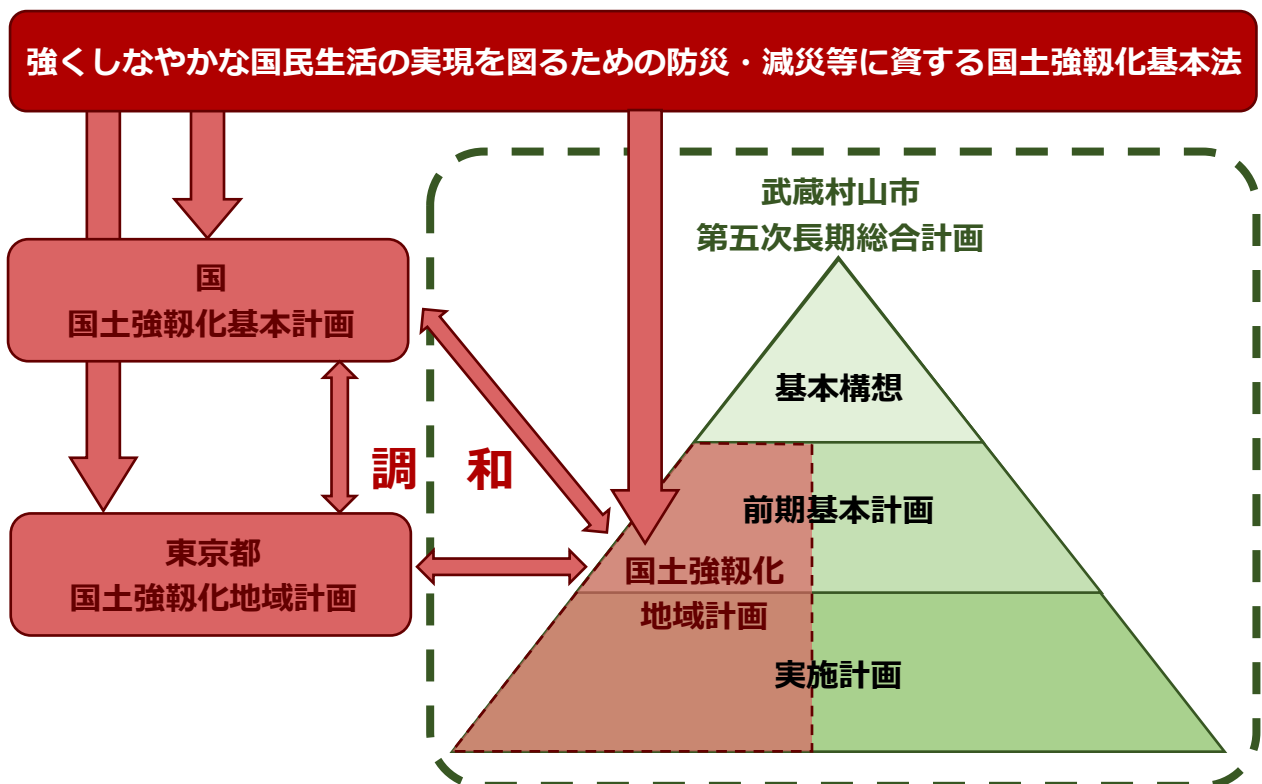
基本法第4条では、地方自治体は「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、同第13条に「国土強靱化地域計画」を策定することが定められています。

これを受けて、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や多摩直下地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している、台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害による被害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、第五次長期総合計画の策定にあわせて、本章を「武蔵村山市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）と位置付け、前期基本計画と一体的に策定するものです。

なお、地方自治体における国土強靱化地域計画の策定に当たっては、国や都道府県の国土強靱化関係の計画との調和を図ることとされています。



■ 基本目標

基本構想で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組とあわせて、国土強靱化に関する各施策(*31)に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本計画を推進します。

◆ 武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

(*31)国土強靱化に関する各施策：前期基本計画の第1章から第6章に定める具体施策のうち、**強靱化**のアイコンを付けた施策

2 脆弱性評価

脆弱性の考え方

国土強靱化に基づく施策を推進し、「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、リスクシナリオを作成します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して、具体施策を設定します。

想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

◆地震

- ・首都直下地震（東京湾北部地震、多摩直下地震）
- ・立川断層帯地震

※武蔵村山市地域防災計画から該当箇所を抜粋要約して作成（図については出典元となる首都直下地震等による東京の被害想定報告書を適宜活用）

◆風水害

- ・風水害（土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻）

※武蔵村山市浸水・土砂災害ハザードマップ、そのリンク元の市 HP の解説文を抜粋要約して作成（武蔵村山市地域防災計画の風水害対策編は参考）

推進目標

武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標の達成のために、事前に備えるべき目標を国土強靱化の「推進目標」として、次のとおり 8 つ設定します。

- A 直接死を最大限防ぐ**
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する**
- C 必要不可欠な行政機能を確保する**
- D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する**
- E 経済活動の致命的な機能不全を回避する**
- F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- G 制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ**
- H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する**

■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

それぞれの「推進目標」の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の33項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
A 直接死を最大限防ぐ	A-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	A-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	A-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する	B-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	B-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	B-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	B-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
C 必要不可欠な行政機能を確保する	C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	D-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	D-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
E 経済活動の致命的な機能不全を回避する	E-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	E-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	E-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	E-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	E-5	食料等の安定供給の停滞
	E-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	F-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	F-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	F-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止